

IIM

Journal of
Image &
Information
Management

JIIMA

2024

7・8

JUL・AUG

AIIM Conference2024 レポート

「未来の守護者」達の集い

ISO TC171 Plenary 2024 報告

JIIMA委員会紹介(64期)



ドキュメント・サ

コンプライアンスを確かなものにするデ

**KIU会員に
お任せください。**

業務効率化や情報共有化、BCP（事業継続計画）策定、災害時や情報セキュリティなどの対策においてデータ管理だけでなく保管する文書や記録についてさまざまな課題が山積しています。

さらにIT技術の進化は、情報端末、コンテンツ、クラウドなど目まぐるしく変化しています。

私たち、経験豊富で高い技術力を持つ関東イメージ情報業連合会（KIU）会員各社はドキュメントサービスのプロフェッショナルとして、文書情報管理における多様化する課題（保存と活用など）とおお客様のニーズに最適なお提案をいたします。

（KIUは、各種記録媒体への入出力と記録保存、システム開発、資料保存に関するコンサルティングサービス等を業務とする右記の関東一円の企業で組織された業界で唯一の団体です）

(有) 飯島写真製作所

〒286-0041 千葉県成田市飯田町 188-4
www.iijima-co.com

0476-27-2345

(株) インフォーマージュ

〒121-0073 東京都足立区六町 2-1-43
www.infomage.jp

03-6262-6604

エイチ・エス写真技術(株)

横浜営業所

〒230-0052 神奈川県横浜市鶴見区生麦 4-5-11
アーバンプラザ鶴見ビル 3階
www.hs-shashin.co.jp

045-508-3885

関東インフォメーションマイクロ(株)

〒320-0071 栃木県宇都宮市野沢町 602-2
http://kantoinfo.net

028-665-9777

(株) 金聖堂情報システム

〒350-1246 埼玉県日高市梅原 99-2
www.kinseidou.co.jp

042-985-1511

(株) 国際マイクロ写真工業社

〒162-0833 東京都新宿区筈笥町 4-3
www.kmsym.com

03-3260-5931

(株) サンコー

ビジネスソリューション東京事業部
〒141-0031 東京都品川区西五反田 7-8-11
プレステージ五反田 3階
www.sancoh.co.jp

03-6420-3521

(株) ジェイ・アイ・エム

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-1-1
www.jim.co.jp

03-5212-6001

ービスのプロ集団

デジタル記録管理とマイクロフィルム入力・変換／長期保存対策

(株)ジムサポート
〒143-0006 東京都大田区平和島5-8-4 03-3761-1301

東京都板橋福祉工場
〒175-0082 東京都板橋区高島平9-42-7
www.jcws.or.jp/ 03-3935-2601

ナカシャクリエイト(株)東京支店
〒105-0013 東京都港区浜松町2-2-3
菊島ビル
www.nakasha.co.jp 03-5401-3636

(株)ニチマイ
〒134-0083 東京都江戸川区中葛西4-19-14
www.nichimy.co.jp 03-6808-3170

(株)プリマジェスト
ソリューションビジネス本部 統括2部
〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580
ソリッドスクエア東館 12階
www.primagest.co.jp 044-578-5122

(株)福祉工房アイ・ディ・エス
〒191-0003 東京都日野市日野台5-22-37
www.fukushiids.com 042-584-6161

富士マイクロ(株)東京支店
〒105-0004 東京都港区新橋1-18-21
第一日比谷ビル 5階
www.fujimicro.co.jp/ 03-6869-0862

(株)ミウラ 東京支店
〒141-0031 東京都品川区五反田8-3-6
TK五反田ビル 2階
www.kkmiura.com 03-5436-3211

ムサシ・イメージ情報(株)
〒135-0062 東京都江東区東雲1-7-12
KDX豊洲グランスクエア 4階
www.musashi-ij.co.jp 03-6228-4056

(株)ムサシ・エービーシー
〒104-0045 東京都中央区2-10-6 Daiwa築地駅前ビル6階
www.musashi-abc.co.jp/ 03-5801-5994

ムサシ・フィールド・サポート(株)
〒104-0061 東京都中央区銀座8-20-36
www.musashi-fs.co.jp 03-3546-7779

山崎情報産業(株)
〒101-0032 東京都千代田区岩本町1-8-11
www.yamajo.co.jp 03-3866-1156

(有)大和マイクロサービス
〒242-0022 神奈川県大和市柳橋4-15-8
www.yamato-ms.co.jp/ 046-263-7255

(有)山本マイクロシステムセンター
〒381-2221 長野県長野市川中島町御厨1963-5
www.yamamotomaikuro.com/ 026-283-5353

(株)横浜マイクロシステム
〒220-0061 神奈川県横浜市西区久保町13-25 3階
www.ymsystem.co.jp/ 045-242-0695

(50音順)



関東イメージ情報業連合会

〒134-0083 東京都江戸川区葛西4-19-14
(株)ニチマイ内

kiu.jimukyoku@gmail.com

先進の磁気テープが、 ビッグデータの未来を守る。



富士フイルム独自のアーカイブソリューション 『ディターニティ』

社内のデータ保管に関する「効率化」「コスト削減」「安全性強化」など、さまざまなデータ保管・管理のニーズに、磁気テープを使用したアーカイブソリューション『ディターニティ』がお応えします。



内部保管する

データアーカイブソリューション
ディターニティ オンサイトアーカイブ

大容量・低コスト・簡単操作のアーカイブ専用ストレージ。

ハードディスク(HDD)と最新のテープライブラリを組み合わせた、長期保管用ストレージシステムです。



デジタル化する

デジタル化・データ変換サービス
ディターニティ コンバージョン

コンテンツを最新デジタル環境に変換。



●本製品についてのお問い合わせは

株式会社 **ムサシ** 〒104-0061 東京都中央区銀座8-20-36 東京第一支店 TEL.03 (3546) 7720
 札幌支店 011(708)3541 仙台支店 022(796)2101 北関東支店 048(640)5795 東関東支店 043(305)4901 神静支店 045(620)0863
 名古屋支店 052(228)7865 大阪支店 06(6745)1643 中四国支店 082(232)9261 福岡支店 092(282)6301

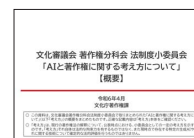
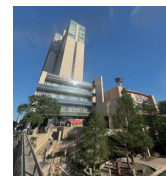
IM

2024-7・8月号 通巻第612号

IM電子版はPDFで閲覧できます。

ダウンロードしたPDFならびにプリントは、著作権法に則った範囲でご利用ください。
 JIIMAに許可なく業務・頒布目的で利用した場合は著作権法違反となり罰せられますのでご注意ください。

- 4……………【AIIM Conference2024レポート】
「未来の守護者」達の集い
 文書情報の「活用」に関する研究会 石井 昭紀
- 10…………… **ISO TC171 Plenary 2024 報告**
 ISO/TC171国内審議委員会 委員長 伊藤 泰樹 副委員長 名護屋 豊
- 14……………【連載 文化庁 AIと著作権に関する考え方をまとめる】
第1回 AI開発・学習段階
 国際大学GLOCOM客員教授 城所 岩生
- 20……………【連載 生成AIの時代】
第6回 動画生成AIがもたらすビジネス変革
 株式会社第一生命経済研究所 柏村 祐
- 24……………【前編】DX時代のオープンソースソフトウェア考
=「2023年度 OLL Awards」から、2人のエキスパートが読み解くOSSの現在地=
 株式会社メディア・パラダイム研究所 奥平等
- 27……………【連載 公文書管理法に学ぶ自治体の文書管理改善】
第1回 公文書管理の理念、目的
 ARMA米国本部フェロー 小谷 允志
- 30……………【連載 公文書管理シリーズ】
第50弾 “微笑みの国” タイ、スパンブリー国立公文書館を訪ねて
—文明の尺度は国王の思いと培ったアーカイブズ
 JIIMA広報委員会 長井 勉
- 36……………【わが社のプレゼン】GRANDIT株式会社
複数の企業が叡智を出し合って日本企業の成長を支えていくERP「GRANDIT」
- 40…………… **第64期事業計画書**
- 41…………… **JIIMA委員会紹介(第64期)**
- 50……………【委員会活動報告】法務委員会
電子帳簿保存法の普及・活用推進について
- 52…………… **ニュース・ア・ラ・カルト**
- JIIMAウェビナー 2024 オンラインにて開催
 - アイスマイリー「生成AI導入ガイドブック」を公開
 - TOKIUM インボイス制度の実態を公開
 - アイピア 建設業界の「改正電子帳簿保存法に関する実態調査」を公開
 - バイオニア 業務用ドライブ2機種と、DM記録に対応した業務用のアーカイブ用ライター1機種を発売開始
 - コニカミノルタと富士フイルムビジネスイノベーション 複合機・プリンター分野での業務提携に向けた協議を開始
 - 各社ニュース
- 54…………… **新製品紹介**
- キヤノンマーケティングジャパン(株)/キヤノン電子(株)「imageFORMULA ScanFront 400II」
 - エプソン販売(株)「LM-C400」
 - コニカミノルタ(株)「bizhub 1i シリーズ」13機種
- 55…………… **コラム**
- 56…………… **■ IM編集委員から**
- 第1回 箸休め 「新聞と折込広告をめぐる記憶」
 志度寺/記録資料研究所 毛塚 万里



広告ガイド

KIU 関東イメージ情報業連合会 ……………	表2	富士フイルムビジネスイノベーション・ジャパン ……………	23頁
エイチ・エス写真技術株式会社 ……………	表3	文書管理達成度評価・調査のお願い ……………	26頁
文書情報管理士検定試験 2024夏試験 ……………	表4	令和5年度税制改正対応 e文書法 電子化早わかり ……………	39頁
株式会社ムサシ ……………	前2	JIIMAビジョンのダウンロード版改訂のお知らせ ……………	46頁
JIIMA入会のおすすめ ……………	13頁、29頁	コニカミノルタジャパン ……………	49頁
文書情報マネジメント概論(第3版) ……………	19頁		

「未来の守護者」達の集い

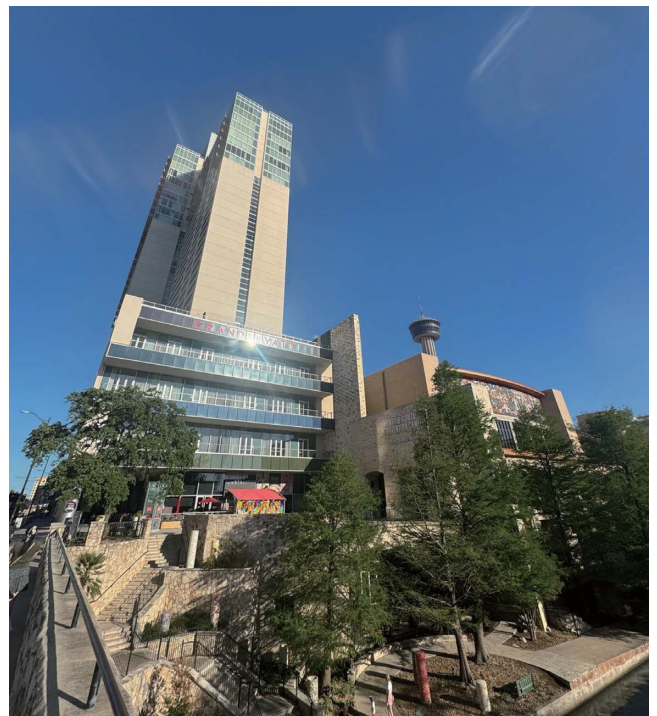
文書情報の『活用』に関する研究会 いし あきのり
石井 昭紀

今年の会場はテキサス州サンアントニオ

本稿は2024年4月4日から6日にかけて開催されたAIIM (Association for Information and Image Management) のカンファレンスに、JIIMA 文書情報の『活用』に関する研究会より派遣されて参加した際の調査報告です。

本年は米国テキサス州サンアントニオで開催されました。『アラモ砦の戦い』の舞台として有名な歴史的な都市で、町の中心を流れる運河沿いに地上の自動車道路よりも低い位置に整備された街並みであるリバー・ウォークなどが近年人気を集めている観光地でもあります。

以前も数年間にわたって月刊IM (現『IM』) で参加レポートを書かせて頂いていましたが、本稿は実に7年ぶりのレポートになります。個人としてはその後も可能な限り参加していましたので、その後から現在までの経緯についてもおおよそ把握できていると思います。今回も基本的な構成に変化はありませんでした。AIIMの認定プログラムであるCIP (Certified Information



カンファレンス会場であるGrand Hyatt



サンアントニオの街



アラモ砦跡地



運河と遊歩道のリバー・ウォーク



キーノート・シアター



展示と食事のスペース



パーティ会場

Professional) のためのトレーディングと試験が1日目から2日目の午前中にかけてあり、我々一般の参加者は2日目の午後から参加となります。最近はこちらにお昼頃にFirst-timer sessionという初回参加者のための交流会のようなものが行われているようです。

イベントの基本構成は例年と同じく、参加者全員が収容できるくらい大きな会場である「キーノート・シアター」を使ったキーノートセッションが開催される時間帯と、複数の小部屋に分かれて小規模のセミナーやワークショップを行う時間帯があり、食事中や合間の休み時間にはスポンサー企業のブースが並んだ「ソリューション・ラウンジ」に集まる、という形です。2日目の夜にパーティが開催されるのも、例年通りでした。

昨年までの議論

昨年はちょうどOpenAIのChatGPTがブームを巻き起こした直後の開催でした。Microsoft社のパートナー企業はAIIMカンファレンスのスポンサーの中にも以前から何社もいて、「SharePointをECMの文脈でどう評価し、どう使うのか」というのは積年のテーマとして10年近く議論されてきた経緯もあります。昨年についても、Microsoft社が主要なスポンサーの位置にあること自体は特に目新しいことではなかったのですが、生成AIの文脈においては確実に群を抜いた位置にあったため、少々乱暴な言い方をするのであれば、Microsoftだけが他社とは違うビジョンを語っている、という状況でした。AIというキーワードに対しても他はAI-OCRや機械学習によるコンテンツの分類など従来型のAI技術について語っていて、生成AIについてはまだ何も具体的なメッセージを出すことはできない、と考えているようでした。

昨年のカンファレンスの後、6月にAIIMは米国商務省電気通信情報局 (NTIA) のAIの説明責任に関する意見募集に対して回答を出していたりもします。そうした経緯もあり、今年は状況が一変しています。ほとんどの会社や講演者が生成AIについて言及していました。「未来の守護者 (the Guardians of the



AIが強調されたロゴ

Future)」という言い回しもAI、特に生成AIが生み出しているインパクトを意識してのことだと思います。また、AIIMカンファレンスのイベントロゴも今年はAIIMの最初の2文字の色を変えて「AI」のイベントでもあることを強調しているかの様でした。

一方で、今年は(算定の基点を何処に置かにもよるようなのですが)AIIMは80周年を迎えるのだそうです。グラフィカルな年表を印字した展示もありました。最新の技術的トレンドを追うことだけでなく、記録管理、情報管理の専門家集団としての議論の蓄積を新しい環境に適用していく、という姿勢も、各講演者の言葉の端々に感じました。今年1月にAIIMが新ビジョンを発表した際のプレスリリースでプレジデントCEOのトリ・ミラー・リュウ氏は「情報管理は人工知能への受け入れ体勢=準備(Readiness)を確実にするために不可欠である」という言葉を寄せています。AIをどの様に受容するのが大きな争点となっている今、自分達情報管理の専門家の役割は大きいはずだ、という強いメッセージがあります。

今年の講演の内容 オープニングキーノート

最初のキーノートセッションはカーラ・ハワード氏による「チェンジ・リーダーシップ - ビジネス成果とプロフェッショナルの差別化への鍵」という講演でした。例年、AIIMの中心領域である情報管理とは少し異なる関連分野からのゲストスピーカーによる講演があるのですが、今年はチェンジマネジメントがテーマとして選ばれたようです。生成AIという目下の技術的変革の波に対して、情報管理の専門家がその価値を発揮するには、むしろ人や組織についての知見を深める必要があるということなのかもしれません。

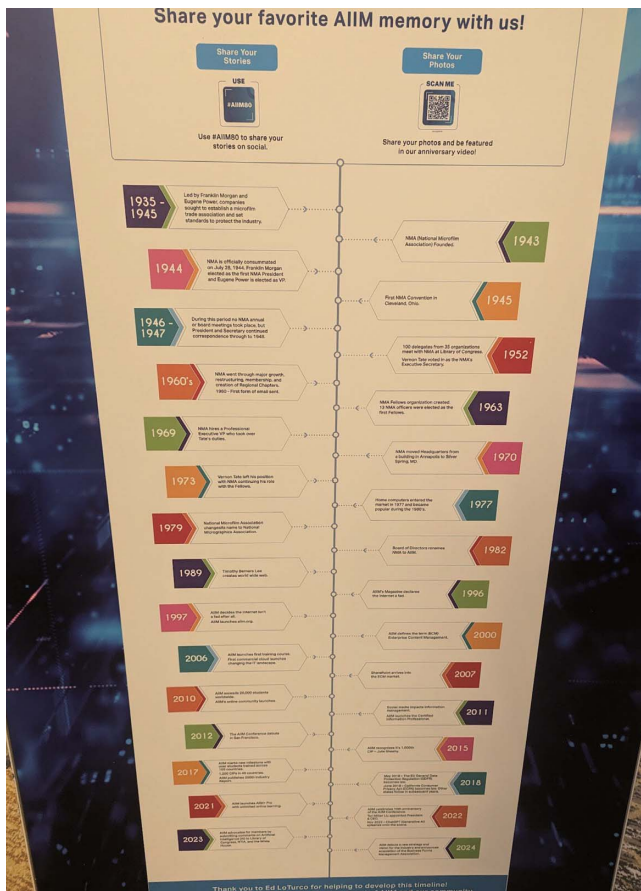
この講演でも、プロジェクトマネジメントの専門団体であるPMIが、すべてのプロジェクトのうち成功と見なされているのは26%だけと言い、ガートナーが4分の3のERP導入は失敗していると指摘、マッキンゼーとオックスフォード大学の研究によれば17%のITプロジェクトが会社の経営を脅かすレベルの失敗に陥っていると警鐘を鳴らしている、という状況下において、導入プロジェクトそれ自体と組織がそれによる変化を受け入れるためのチェンジマネジメントの両方が成立してはじめて「成功」と言えるということを強調していました。

講演の具体的な内容についても簡単に触れておきます。1つはカーラ・ハワード氏が開発したチェンジマネジメントのCAL2Mフレームワークというものの説明、どのような組み立てで何を意識してチェンジマネジメントを行うかを整理した上で解説がされました。2つ目は、エグゼクティブがやるべき3つの事、最後は、マネージャーが行う6つの事、というお話でした。

まずCAL2Mフレームワークですが、表記としては数字の2は上付き文字でLの右肩に乗っています。Clarity - 明確化、Alignment - 意識合わせ、Learning (skill) - 学習(スキル)、Learning (mastery) - 学習(熟達)、Mindset - マインドセットの更新、の頭文字を取ったものです。L、つまり学習が2つも入っています。これは変革のフレームワークで、組織に何かの変革をもたらす時に、このステップを順番に登っていくことを推奨するものです。

最初の明確化のステップでは、具体的に何が変わるのかをはっきりさせるだけでなく、何故変えなければならないのか、どうして今が適切なタイミングなのかも含めて説明する必要があります。

次に意識合わせの段階では、一人一人の都合や動機がこの変革と同じ方向を向けるように調整をしていきます。目的を共有し納得してもらうことが必要で、関係者一人一人にあわせて細か



80年の歩み、の看板

い摺り合わせが必要になるということが強調されていました。

その次に2つの学習の段階があります。変えることに納得しても新しいやり方を学ばないことには移行できません。トレーニングを受けてスキルを学習することと、それを実地で試して定着させることの間には隔たりがあり、取り組むべきことも支援の内容も異なるためステップが2つに別れています。こうした場合にスキル習得とトレーニングが直結しているのは非常にアメリカ的な発想だと感じます。

最後に、マインドセット(の更新)があります。これは、第一義的には、変革が行われた後でメンバーが古い習慣に逆戻りしてしまうことを避けることを目的としています。古い仕組みを撤廃し、新しいやり方があげた成果を共有し、チームには惜しみなく感謝と祝福を送り、変換を行った理由を再確認する。変革の定着の目指す段階に「マインドセット」という名前を付けているところが面白いと思います。

残り2つのトピックについても簡単に紹介します。まず、エグゼクティブがやるべき3つの事というのは、「積極的に関与する」「サポート体制を整える」「コミュニケーションを取る」です。プロジェクトの冒頭で変革の中身をはっきりと示ささえすれば、後はチームに任せて自分からは積極的に関与しない、というのがもっともよくある失敗パターンとして語られていました。最初と最後にしか出てこない上役は、変革のために必要な仕事を十分にしているとは言えない、ということです。マネージャーに対しては次の6つです。「キーメッセージを繰り返す」「混乱を取り除く」「コーチングを行う」「リエゾン(橋渡し役)になる」「抵抗に対処する」「称賛/祝福する」。どれも一般的な内容と言えそうですが、リエゾンという言い回しや称賛/祝福(Celebrate)という表現は特徴的だと思います。CAL2Mの段階をマインドセットまで登っていく間にマネージャーとして求められるアクションとして、そのような人間関係やモチベーションに直結するテーマが抽出されているというところに、チェンジマネジメントという分野の特徴が出ていていると思います。

カラ・ハワード氏はこのキーノートセッション以外にも(残念ながら私は他のセッションに参加したため不参加でしたが)、同日の夕方に「WIIM Fireside Chat with Carla Howard」というセッションを開催していました。WIIMというのはWomen in Information Management=情報管理分野の女性たち、という名前のAIIM内にあるグループで、2019年にサンディエゴで開催されたAIIMカンファレンスでもパネルディスカッションなどを行っていました。AIIMカンファレンスの参加者の顔ぶれを見ると男女比はほぼ半々で、とすれば女性の方がやや多いので

はないか、と考えていたので、参加者の女性たちが自らの職場に帰ると組織の中では情報管理を取り扱う「唯一の」女性であるという立場に難しさを感じている、という話には若干のショックを受けました。日本で類似のビジネスカンファレンスが行われた場合、参加者の過半数(時に圧倒的多数)は男性だからです。さすがに米国は進んでいると呑気に思っていたのですが、その米国においてもあるべき姿はまだ先にあるということのようです。

地元テキサス州から

続くキーノートは、テキサス州の州都オースティンに本社を持つM-Files社のCEOであるアンティ・ニヴェアラ氏による「ナレッジワークオートメーションと生成AIでDXを加速する」です。M-Filesは20年以上の歴史を持つベンダーで、各種の情報管理ソリューションを提供しています。特にMicrosoft社との強力なパートナーシップで知られています。講演の内容はナレッジワーカーの生産性向上と自動化、そして生成AIとの関係を扱ったものでした。ちなみにナレッジワーカーは、知識と創造性を活用して仕事を行う人々、と定義されていました。そのナレッジワーカーの業務時間の実に41%が長期的な価値を生まない作業に費やされている、というデータがまず示されました。理想的には問題解決と価値創造に100%の時間が使われるべきですが、現実には多くの細かな作業がナレッジワーカーの時間を浪費させ生産性を低下させています。ただ、その多くは既存の技術で自動化することができます。

生成AIの可能性と課題についても言及されていました。生成AIによりナレッジワーカーの仕事のうち、創造性を発揮する部分についても自動化が可能になりつつあります。これにより、ナレッジワーカーのどの部分が真の価値を生み出しているのかも再評価が可能になります。ただし、生成AIを活用するには、「データの接続性」「データの機密性」「キュレーション」が求められます。AIから必要なデータにアクセスができなければならぬのはもちろんのこと、データが不適切に漏洩する可能性があるのだとしたら、その技術を組織的に採用することは不可能です。さらに、データのキュレーション、整理・選別も必要になります。例えば、欧州のエネルギー企業でSharePointやOneDriveなどに保存されたすべての非構造データを取り込んで質問応答システムを構築しようとしたプロジェクトがありましたが、そのアプローチではうまくいきませんでした。質問に対して正しい回答を返すということ自体はできても、それらの回答はビジネス上の価値がないものばかりだったそうです。皮肉なことに情報

を追加すればするほど精度やそこから得られるビジネス価値は低下していきました。この問題を解決するためにはメタデータを使用して適切なビジネスコンテキストにタグ付けするというアプローチがあります（ここで、M-Filesのプラットフォームでそれが可能となるという説明もありました）。

ナレッジワークの自動化、ナレッジワークオートメーション（KWA Knowledge Work Automation）は、ナレッジワークのあらゆる側面を自動化するというアプローチを指します。ドキュメント管理、ワークフロー自動化、コラボレーション、セキュリティとコンプライアンスなどの領域が含まれます。これによりナレッジワーカーは価値創造に集中できる、というのを目標としています。自動化は適切なアクセス権設定はコンテキスト情報の整備と格納を促します。つまり、生成AIを活用するためのデータの接続性・機密性・キュレーションの3要素すべての整備を進める効果があります。単にナレッジワーカーの個々のタスクが効率化されるだけでなく、組織の当該分野における生成AI活用に関する準備が同時に整っていくということになります。

最後にニヴァ氏は聴衆である情報管理の専門家達に対して、生成AIの台頭を組織内での役割向上の機会であると捉えるべきだと述べました。ナレッジワークの自動化（KWA）とAIの活用により、ナレッジワーカーの創造性を解放し組織の成長と収益性に貢献することが可能である、と。情報管理の専門家はこの変化の波を積極的に受け入れ、組織内でのプレゼンスを高め、組織のデータの接続性・機密性・キュレーションの整備を主導し、生成AIの活用を最大化することが求められている、というのが氏の主張でした。「AI時代こそ自分たち情報管理の専門家の活躍の幅は広がるはずだ」という信念は、今回のカンファレンスのどの講演にも通底するものであったと思います。

ホワイトペーパーへのコメント募集

同日の講演の中で個人的に特に印象に残ったのは、ロブ・ボグ氏の「AIIMの生成AI成功のための3本柱の紹介」です。これは、AIIMが作成、公開し現在フィードバックを募集しているホワイトペーパー「Organizational Readiness for Generative Artificial Intelligence:Leveraging Unstructured Data for Success」(<https://info.aiim.org/2024-genai-org-readiness-assessment-draft>)に関するものです。これは生成AIを活用するための組織側の準備状況をどう判定するのかについての議論をまとめたものです。生成AIは従業員の生産性と組織のパフォーマンスに大きな影響を与えますが、その恩恵を受

けるためにはいくつかの条件を整える必要があります。生成AIにとってはどのようなコンテンツ（この場合は非定型および定型のデータを含みます）を利用できるかは極めて重要な問題です。

ホワイトペーパーでは、生成AIを活用し組織を成功に導くための条件として以下の3つの成功要因を取り上げています。「1. 従業員のエンゲージメント」「2. コンテンツアクセス」「3. コンテンツ衛生」です。第一に従業員エンゲージメントが挙げられているところが示唆的です。

生成AIを活用するためには、まずそれを活かすために従業員が主体的に動く必要があります。変化を受け入れ、変化のスキルを身につけてもらわなければなりません。心理的安全性を確保しつつ、効果を得る機会を模索するようにサポートする必要があります。チェンジマネジメントの知見も重要になります。

次に、コンテンツアクセスですが、これは企業のリポジトリや個々のシステムの中にある情報を生成AIから利用可能にする必要がある、という大前提の確認です。RAG (Retrieval-Augmented Generation) などの技術により、組織独自のデータ・コンテンツを生成AIが活用する仕組みが整備されてきました。ここにどれだけ独自の情報を乗せることができるかが、ダイレクトに生成AI活用における競争優位の源泉となります。技術的にアクセス経路を確保するだけでなく、どこまでの情報をどのような目的であれば生成AIを通じて利用して良いのかという問題について、答えや指針を具体的に出していく必要があります。この部分については情報管理、記録管理の領域におけるこれまでの蓄積が有効であると考えられます。

最後のコンテンツ衛生についてですが、これも同様にこれまでの情報管理や記録管理の知見が活きる領域だと考えられます。これは、ROT (Redundant - 冗長な、Obsolete - 期限の切れた、Trivial - 些細な・価値のない) データと言われるノイズをどれだけ除去して、混乱を避け、効率よく価値を掬い上げることができるような状況を維持していけるか、という論点です。

講演の中では、バイアスについての議論に時間が割かれていた印象でした。1週間ほど前に、行動経済学者のダニエル・カーネマン氏が亡くなったことに言及し、氏が生前インタビューで有名な「ファスト&スロー」を執筆したからといって自分の中からバイアスが消えたわけではない、と語っていたことについて言及されました。バイアスの存在を前提とした上で、その影響から逃れるための努力や工夫が必要であるという点が、生成AIの活用に関しては極めて重要であるということが繰り返し強調されていました。

その他の講演

その他の講演について印象的なものとしては、翌日のキーノートセッションでDAMA（データマネジメント協会）のプレジデントであるピーター・アイケン氏と前述のAIIMプレジデント トリ・ミラー・リュウ氏による「Fusing Frontiers: The Convergence of Data and Information in the Digital Age（フロンティアに焦点を：デジタル時代のデータと情報の合流地点）」があります。

これまではDAMAの専門領域であるデータマネジメントは構造データを、AIIMの専門領域である文書管理・記録管理は非構造データであるコンテンツを主な対象としてきましたが、その垣根にはあまり意味がなくなってきました。アイケン氏はそもそもよりも構造・非構造よりも表型・非表型（Tabular/Nontabular）の方が適切ではないか、とも言っていましたが、AIを通じて利用する際にその差が小さくなっていくという傾向に間違いはないものと思われまます。今後両分野のシナジーが進むことを期待すると結ばれていました。本筋とは若干離れますが、かつてはCEOという言葉がChief Electrification Officer（最高電化責任者）という意味を持っていた、というエピソードが紹介され、印象的でした。

150年以上の歴史を持つ地元サンアントニオ発祥の銀行Frost Bankの記録情報管理のマネージャーであるブライアン・ガルシア氏の「THE (AI) OREGON TRAIL: Data Preparedness for the AI Frontier (AIオレゴン・トレイル: AIフロンティアへの準備)」では、開拓時代のオレゴンへの移住を題材とした教育ゲーム「オレゴン・トレイル」を下敷きにして、組織一丸となってAI時代に備えることの必要性が説明されていました。実際、氏が率いる記録情報管理の部門だけでなく、データガバナンスの部門によるAI学習データの選別やIT部門によるインフラの整備やデータサイエンティストへのサポートなどと緊密に協調して取組を推進しているそうです。

医療認証を行う団体であるInteleosのCIOであるファン・サンチェス氏による「Transitioning to the Cloud with Confidence: Inteleos' Journey to Box (自信を持ってクラウドへ移行: InteleosのBoxへの旅)」では、組織のデータの「完全な」クラウドへの移行の過程が詳細に紹介されていました。コロナ禍をきっかけとして、8TBあったデータを選別して3TBまで削減し、自己管理の物理サーバを3台から0台に、一方でユーザー数は90人から114人に増加と具体的な数字を元にその過程において検討した内容や直面した課題について語られました。

その他にもベンダー側の生成AI対応を見据えた技術紹介や

各種ユーザー組織による事例紹介などさまざまなセッションがありましたが、今年の特徴としてやはり最終日のワークショップがあげられます。「Information Strategy Mastermind (情報戦略の立案)」「Theory to Practice: Case Studies in Information Management (理論から実践へ: 情報管理のケーススタディ)」「How to Become a Fantastic Public Speaker (素晴らしいパブリックスピーカーになる方法)」「The Art and Practice of Information Architecture (情報アーキテクチャのアートと実践)」の4つのプログラムが併行して実施されました。私は最後の情報アーキテクチャについてのセッションに参加しました。参加者がテーブル毎に数人のグループを組み、情報を整理するタグの構造を考えていくゲームで、同じ用語でも文脈や文化によって整理の仕方が異なることなどを実感しました。

最後に

最後のキーノートセッションはAIIMボードメンバーのアラン・ペルズ・シャープ氏を司会にOpenText社のガリーナ・ダッコフスキー氏とRPA2AI Research社のカシュ・コンベラ氏のパネルセッションでした。タイトルは、「The Future of Information Management in the Age of AI (AI時代の情報マネジメントの未来)」です。以前はニッチな話題だったAIが今では経営トップの関心を集めているという状況認識から始まり、AIに関するよくある恐れの一つである「特定の職種が消失するのでは」というトピックを取り上げて、新たな職種が生まれることや、情報管理の専門家にとっての機会について掘り下げました。また、AIモデルを適切に機能させるためにはデータの品質が必要条件となり、データアシュアランスのためのデータガバナンスが求められること、一方で導入から活用に至るまで従業員の意識改革が必要であり、スキルの学習促進を含めたチェンジマネジメントが重要となることを強調しました。規制当局もAIの発展に追いついていない状況において、情報管理のコミュニティ（≡その場に参加している人達を代表としたAIIMメンバーたち）にはAIの浸透に伴う変化の波に乗り、イノベーション促進の担い手になるチャンスがあるという主張で壇上のメンバーの意見は一致していました。カンファレンス全体を通して、AIIMからは、生成AIによる社会の変化を積極的に自分達の業界のチャンスとして活かしていこうという一貫したメッセージを感じた会となりました。

ISO TC171 Plenary 2024 報告

ISO/TC171国内審議委員会

委員長 いとう やすき 伊藤 泰樹

副委員長 なごや ゆたか 名護屋 豊

1. 概要

ISO TC171 Plenaryが2024年5月6日～10日にかけて、日本国内（東京都千代田区・九段会館テラス）で開催された。参加は、オンライン含めて12カ国、約60名であった。併催されたPDFアソシエーションの定期会議と合わせて、日程は次の通りである（表1）。

2. 規格化審議の状況

1) TC171（文書管理アプリケーション）

TC171の全体会議では、SC1、SC2に割り当てられていないマイクロフィルム関連の規格の維持および関連団体との協力体制について審議された。

- ① マイクロフィルム関連（TF1）および定期見直しの運用について
マイクロフィルム関係標準（ISO 14648-1, -2, ISO 6196-6,

ISO 3272-2）の維持が確認された。

TC171が開発するマイクログラフィック、ISO 32000、ISO 19005ファミリー等の標準は、原則、JTC1で適用されている“Stabilized Standards Process”（定期的な見直しの省略）を推奨することが決議された。

② 関連団体との協力体制

リエゾンに関して次のように見直された。

—新規承認

LAS (League of Arab States) / UNESCO

—取消

ICA (International Council on Archives)

IFLA (International Federation of Library Associations and Institutions)

WCO (World Customs Organization)

表1 審議日程表

	TC171	TC171/SC1	TC171/SC2	PDFアソシエーション (併催)
5/6			WG14 C2PA	TWG Imaging Model TWG Digital Signature
5/7			WG8 PDF仕様 WG10 ファイル形式のガイドライン	TWG Imaging Model TWG PDF TWG RichMedia LWG DocRM
5/8		WG9 文書管理 - 電子的に保存された情報 WG11 電子文書の管理された共有 WG12 デジタルオブジェクトストレージコンポーネント	WG5 PDF/A長期保存 WG9 PDF/UA アクセシビリティ	TWG PDF/A TWG PDF Forms LWG Accessibility
5/9		WG9 文書管理 - 電子的に保存された情報	WG7 PDF/E エンジニアリング SC2 全体会議 (Plenary)	LWG EA-PDF TWG 3D PDF LWG 3D PDF User LWG PDF/UA Processor
5/10	全体会議 (Plenary) 全体の決議 ISO中央事務局からの連絡	SC1 全体会議 (Plenary)		TWG PDF/UA TWG PDF Reuse TWG Deriving HTML from PDF LWG LaTeX Project

WIPO (World Intellectual Property Organization)

— 継続

ISO/IEC JTC1, JTC1/SC27, 28, 29, 34, 38 (クラウドコンピューティングと分散基盤)

TC42/JWG 26

TC46/SC11

2) TC171/SC1 (情報の品質、保存及び完全性)



TC171/SC1全体会議 (Plenary)

(左から) ISO/TC171及びISO/TC171/SC1セクレタリ、ISO/TC171/SC1議長、ISO/TC171議長アラン・シップマン氏

2-1) WG9 : (文書管理 - 電子的に保存された情報)

- ① ISO 15801 : ドキュメント管理 - 電子的に保存された情報 - 信頼性と信頼性に関する推奨事項

文書のキャプチャと信頼性について規定する規格である。JIS Z 6016とも共通する箇条を含んでいる。キャプチャの対象が、スキャンする画像文書だけでなく、システムで生成された文書に拡張する必要が出てきたことや、受領するまでの経緯を示すブロックチェーンによって信頼性を確保するなど拡張することが審議されている。作業ドラフトが完了したので、CD (委員会ドラフト) として、審議することになった。

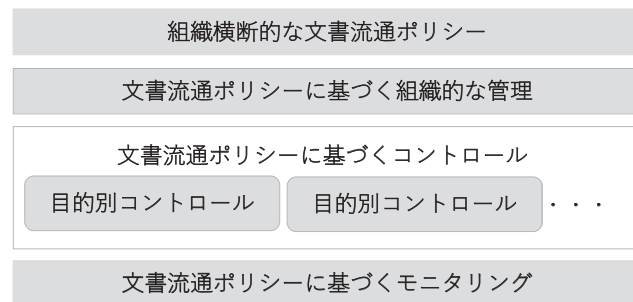
- ② ISO/PWI 22049 : 文書管理 - 複数の当事者による一貫性のある情報ガバナンスと管理 - 要件

昨年のプレナリで、規格化検討することが決議された件である。本件については、2024年3月に日本から規格化検討要件について提出されていた。本会議では、この要件に基づいて、規格化作業を推進することになった。6月中に規格化ドラフトをWGで共有し、9月に新規規格化の申請を出すことに決定した。

<ISO/PWI 22049の概要>

事業の遂行には、さまざまな取引先と文書の共有や送受が行われるが、これには送信元から送信された文書の信頼性や送信先での不適切な処理などリスクが伴う。この標準は、複数組織にまたがるガバナンスを実現する文書の作成、使用、管理、廃棄に関わる組織が満たすポリシー、情報システムモデル、要件及び関連ガイダンスを定義する。

以下の概念図のように、組織横断的な文書流通ポリシーに従って、各組織は文書流通取扱いに関する組織的な管理とコントロールを実施する。目的別コントロールでは、流通文書の格付けを示すマークの付与、文書の真正性や取扱い証拠の確保などが行われる。



複数組織にまたがるガバナンスの概念図

2-2) WG11 : (電子文書の管理された共有)

取り扱う文書の信頼性の維持を目的とした規格開発をするWGである。昨年、文書の取扱いに関して、機密分類を適切に実施して、そのマークを運用することを規定したISO4669-1 (今年度 JIS化作業計画) が発行された。そのISO4669-1を適用していくための処理仕様についてISO4669-2を審議した。

- ① ISO 4669 - 2 文書管理 - 情報の分類、マーキング、取扱い - 第2部 : ICMHソリューションの機能的および技術的要件

本年2月にDIS投票にて承認を得たが、マーキング適用に際して、記載の整合性を取る必要があったため、FDISまたは2ndDISの処理が必要になった。ISOの求める審議期限が10月に迫っている状況であったので、9ヶ月の延長を図ることにした。そのうえで、修正原案に基づいて2ndDISを6月から実施することにした。

2-3) WG12 : (デジタルオブジェクトストレージコンポーネント)

各機関に保存されているストレージに共通してアクセスして扱うことができるようにするためのインタフェースを審議している。

① AWI 24574: Specification for a Digital Safe

ストレージのインタフェースを扱う仕様について、各国の合意が得られたので最終ドラフトとして、DTS投票にかけることになった。今年度中には、TS化を完了する。基本的なコアインタフェースだけの規定となっているため、運用範囲を検証し、拡張の検討が必要である。

3) TC171/SC2 (ドキュメント、ファイルフォーマット、EDMSシステム及び情報の真正性)

2023年10月に開催されたTC171/SC2会議以降に以下の国際標準規格が発行された。

- ① ISO 14289-2 - Electronic document file format enhancement for accessibility - Part 2: Use of ISO 32000-2 (PDF/UA-2)
- ② ISO 16684-4 - Extensible metadata platform (XMP) specification - Part 4: Use of XMP for semantic units
- ③ ISO TS 32004 - Portable Document Format - Integrity protection in encrypted documents in PDF 2.0
- ④ ISO TS 32005 - Portable Document Format - PDF 1.7 and 2.0 structure namespace inclusion in ISO 32000-2
- ⑤ ISO TS 32007 - Portable Document Format - RichMedia annotations conforming to glTF assets



TC171/SC2全体会議 (Plenary)

(左から) ISO/TC171/SC2セクレタリ、ほか各国からの参加メンバー

3-1) WG5 (PDF/A長期保存)

ISO 19005-4 改訂版 (PDF/A-4) の修正を完了し、6月8日から4週間のレビューを実施し、完了後の8月19日から20週間のDIS投票を実施することが決定した。

3-2) WG7 (PDF/E エンジニアリング)

ISO/DIS 14739-1 - 3D use of Product Representation Compact (PRC) format -Part 1: PRC 10001は、国際標準へ向けて作業中との作業状況が報告された。

3-3) WG8 (PDF仕様)

ISO 19005-4 (PDF/A-4) , ISO 14289-2 (PDF/UA-2) , ISO/TS 32005 (PDF1.7およびPDF2.0の構造名前空間の組み込み) および PDF/X-6に影響を与える正誤表に焦点を当てた修正のための新しいプロジェクトを開始することを決定した。

また、Unicodeテキストでの言語の表現に関する ISO 32000-2の拡張も決定した。

3-4) WG9 (PDF/UA アクセシビリティ)

ISO/TS 32005の改訂版の作業を開始することを決定した。

3-5) WG10 (ファイル形式のガイドライン)

Word、Odf及びTextなどのTextualファイルの長期保存性について審議している。パート1として作成されたTextualファイルのリファレンスモデルの作業ドラフトが審議された。当該作業ドラフトに対しての指摘内容を反映して、5月末までに配布して、審議することになった。

3-6) WG11 (EDMSガイドライン)

審議なし

3-7) WG12 (メタデータ)

審議なし

3-8) トピックス

① 偽画像などへの対策

生成AIなどによる偽画像への対応が必要となってきた。その対策を規定しているC2PAとのリエゾンと新しいワーキンググループWG14の設置が決定された。PDFに含まれる画像についてもその編集の経緯の記録が必要とされてくることか

ら、PDFフォーマットの形式変更および画像の追跡機能など追加が求められることになる。

② 新しい画像フォーマットや高精細な色表現への対応

画像の高精細な色表現を実現するためのHDR、HDRをサポートし、ロスレス圧縮にも対応したJPEG XLへの対応など、最新のデジタル画像を取り扱うための画像フォーマットへの対応が必要となっている。



入会のおすすめ

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会に入会しよう!!

日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA) は内閣総理大臣から認定された公益法人です。設立65年の歴史を誇り、国際規格ISO/TC171 (文書画像) の日本審議団体でもあります。文書情報マネジメント関連国内唯一の団体で、会員企業も中小から大企業まで全国にわたり、その数は199社を数えています。

委員会活動、各種セミナー・研修会への参加、展示会の出展に有利な条件で参加できるなど特典も豊富。学識経験者を交えての啓発活動は、必ずや企業価値を高めてくれるでしょう。ビジネスの分野を広げ、発展させる絶好のチャンスです。ぜひご入会ください。

会員の特典

- 各種委員会に参加でき、具体的な活動の中で、視野を広げ、交流を深めることができます。
- 各種セミナー、研修会、展示会の出展に安価な費用で参加できます。
- JIIMAの最新活動をメールマガジンなどで優先的に入手できます。
- マネジメント導入事例、最新の技術動向、国内・海外事情など、有益な情報をいち早く入手できます。
- 各種参考出版物、商品 (解像力試験標板、試験図票、ターゲット) が割引価格で購入できます。

入会金・年会費はホームページにてご確認ください。また入会のための入会申込書は下記URLよりダウンロードできます。

<https://www.jiima.or.jp/>「入会案内」よりアクセスしてください。

入会に関するお問合せは HPにある「問い合わせ」フォームまで

AI開発・学習段階

国際大学GLOCOM客員教授・米国弁護士 **城所 岩生**



はじめに・検討の経緯

2024年4月、文化庁の文化審議会著作権分科会法制度小委員会は「AIと著作権に関する考え方について」と題する報告書をまとめました^{※1}。報告書は46ページに上りますが、その概要を紹介した「AIと著作権に関する考え方について」【概要】^{※2}（以下、「考え方」）をもとに解説します。

「考え方」は法的拘束力を持つものではありませんが（図1の二つ目の○参照）、生成AIの発展・普及に伴いAIと著作権法との関係が明確でないとの懸念の声が上がっている（図2の二つ

目の見出し「AIと著作権に関する経緯」の最初の□参照）の応え、有識者からなる審議会で2023年7月から検討しました（同最後の□参照）。

AIと著作権に関しては、「AI開発・学習段階」と「生成・利用段階」では、行われている著作物の利用行為が異なり、関係する著作権法の条文も異なることから両者を分けて考える必要があること、AI生成物（AIが生成したコンテンツ）が「著作物」に当たるかという点も考える必要があることなどから、「AI開発・学習段階」、「生成・利用段階」、「AI生成物の著作物性」の三つの論点に分けて検討しました^{※3}。

文化審議会 著作権分科会 法制度小委員会 「AIと著作権に関する考え方について」 【概要】

令和6年4月
文化庁著作権課

- この資料は、文化審議会著作権分科会法制度小委員会で取りまとめられた「AIと著作権に関する考え方について」（以下「考え方」）の概要をまとめたものです。正確な記載内容は「考え方」本体をご確認ください。
- 「考え方」は、現行の著作権法の解釈について、公表時点における、小委員会としての一定の考え方を示すものです。「考え方」それ自体は法的な拘束力を有するものではなく、また現時点で存在する特定の生成AIやこれに関する技術について確定的な法的評価を行うものではありません。

図1 表紙

※1 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/69/pdf/94022801_01.pdf

※2 https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/94037901_02.pdf
以下、本文中の図はすべてこの資料からです。

※3 前掲注2、4ページ。

著作権法の基本理念

- 我が国の著作権法は、「**著作権等の権利の保護**」と「**著作物等の公正・円滑な利用**」との**バランス**を図り、もって文化の発展に寄与することを目的としています。
- AIと著作権の関係についても、上記のバランスや目的を踏まえた検討が必要です。

AIと著作権に関する検討の経緯

- 近年の急速な生成AIの発展・普及に伴い、AIと著作権法との関係をどのように考えればよいのか明確でない、といった懸念の声が上げられています。
- 著作権法の解釈は、本来、個別具体的な事案に応じて、司法により行われるべきものですが、現時点では、生成AIに関するものを含め、AIと著作権の関係を直接的に取り扱った判例や裁判例が未だ乏しい状態です。
- そこで、判例・裁判例の蓄積を待つことなく、懸念の解消を求めるニーズに応えるため、**現行の著作権法がAIとの関係でどのように適用されるか**に関して、有識者からなる国の**審議会※**として**一定の考え方を示すための検討を実施**しました(令和5年7月～)。

※文化審議会 著作権分科会 法制度小委員会(著作権法等の知的財産法に知見を有する法学研究者・弁護士・裁判官等で構成)

2

図2 AIと著作権についての基本的な考え方

AI開発・学習段階

著作権法第30条の4

図3は2018年の著作権法改正で新設された著作権法第30条の4の概要です。条文は図4の下の枠内の通りですが、長いので以下にその概要を示します(下線は筆者)。

(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)
第30条の4 著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、著作権者の利益を不当に害する場合はこの限りでない。

「考え方」の概要: AI開発・学習段階

著作権法第30条の4の規定内容

- AI開発のような情報解析等において、**著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用行為(非享受目的の利用行為)※**は、原則として著作権者の許諾なく行うことが可能とされています。 ※ 例)AIの学習データとして用いるための著作物の収集(複製)等
- 「**享受**」とは、著作物の視聴等を通じて、視聴者等の知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられた行為をいいます。

《「享受」といえる行為の例》

文章の著作物	: 閲読すること	音楽の著作物	: 鑑賞すること
プログラムの著作物	: 実行すること	映画の著作物	

- 著作権者が著作物から得ている経済的利益は、通常、こうした知的・精神的欲求を満たすという効用を得られることの対価として支払われるものであると考えられます。この反面として、**非享受目的の行為については、これを著作権者の許諾なく行えることとしても、著作権者の経済的利益を通常害するものではない**と考えられることから、法第30条の4では、このような場合を対象に、著作物の利用について著作権者の許諾を不要としています。

5

図3 著作権法第30条の4

- ① 著作物利用に係る技術開発・実用化の試験
- ② 情報解析
- ③ ①②のほか、人の知覚による認識を伴わない利用

AI開発のような情報解析等において、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用行為（非享受目的の利用行為）は、原則として著作権者の許諾なく行えるようにした改正です^{※4}。

30条の4が適用されない場合

図4は30条の4が適用されない場合です。

最初の□で「主たる目的が非享受目的でも享受目的が併存している場合には摘要されません」としています。

早稲田大学法学学術院の上野達弘教授は30条の4を「日本法の中では珍しく外国に自慢できるもの」「日本は、世界に例を見ない機械学習パラダイス」などと紹介しています^{※5}。

確かに機械学習を非商用利用に限る欧州諸国に比べると、商用利用も認める30条の4を持つ日本は機械学習パラダイスと


いえます。しかし、公正な利用であれば著作権者の許諾なしに著作物を利用できるフェアユース規定を持つ米国と比べるとどうでしょうか。米国では1994年の最高裁判決で原作品の表現を享受するパロディにフェアユースが認められています。享受目的が少しでもあるような利用には30条の4は適用されないとする日本法はパラダイスとまではいえないのではないのでしょうか^{※6}。

二つ目の□のとおり、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」は30条の4は適用されません。これは条文のただし書きに明文化されていますが、文化庁は「主たる目的は非享受目的であるものの、これに加えて享受する目的が併存しているような場合」は適用されないとする解釈を「考え方」で示しました。

これについて2024年3月19日に開催された文化審議会著作権分科会で、元裁判官の高部 眞紀子弁護士は以下のように指摘しました^{※7}。

今回の考え方につきましては、現行の著作権法を改正することなく、今の著作権法の中でどういふふうに解釈をするのかということ、従前の著作権法に関する基本的な考え方、判例を含めてですけれども、考え方との整合性に非

「考え方」の概要: AI開発・学習段階



Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

著作権法第30条の4の規定内容

- 法第30条の4は、「享受を目的とする利用行為」や、「主たる目的は非享受目的であるものの、これに加えて **享受する目的が併存しているような場合**」には適用されません^{※1}。「非営利目的」「研究目的」等の場合でも、享受を目的とする場合や、享受する目的が併存している場合は、利用について著作権者の許諾が必要です。

※1 同条の「享受」目的の有無は、同条による権利制限の対象となる「当該著作物」について判断されます。これ以外の他の著作物や、著作物でないものについての享受目的の有無が問題となるものではありません。
- また、「**著作権者の利益を不当に害することとなる場合**」^{※2}等も、法第30条の4は適用されません。※2 例)情報解析用に販売されているデータベースの著作物を情報解析(AI学習)目的で複製する場合等

著作権法(抜粋)

(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)

第30条の4 著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし**著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。**

- 一 著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合
- 二 **情報解析**(多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、影像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。第四十七条の五第一項第二号において同じ。)**の用に供する場合**
- 三 前二号に掲げる場合のほか、著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用(プログラムの著作物にあつては、当該著作物の電子計算機における実行を除く。)に供する場合

6

図4 30条の4が適用されない場合

※4 改正の詳細については連載「2018年改正著作権法はAI・IoT時代に対応できるのか?」第2回「2018年度改正による柔軟な権利制限(2)」(2019.6月号)、第3回「同(3)」(2019.7-8月号)参照。 <https://www.jiima.or.jp/wp-content/uploads/im-pdf/2018nenkaiseichosakukenho.pdf>

※5 「情報解析と著作権——『機械学習パラダイス』としての日本」 https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjsai/36/6/36_745/_article/-char/ja/

※6 詳細は拙稿「日本は機械学習パラダイスか?米生成AI訴訟判決は問う!」参照 <https://agora-web.jp/archives/231212045052.html>

※7 <https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/69/index.html>、7ページ。

常に留意されてつくっていただいたというふうに思っております。ですので、全体として支持できると思いますけれども、2点ほど気になった点がございましたので、若干細かい点ですけれども、指摘をさせていただきたいと思います。

開発・学習段階で、情報解析に当たるけれども、享受を目的とする場合、享受の目的と併存するという説明の仕方のところがございます。今、ここで享受目的と併存するというところで書かれている例などは、確かに著作権の制限規定を適用しないほうがよいのではないかというふうにも思われる場面もあるように思います。ただ、今の条文は、情報解析というものを30条の4の第2号で、享受し又は享受させることを目的としない場合の例示として挙げています。そのような条文構造からは、情報解析に当たるとしながら享受目的が併存するので30条の4に当たらないという説明の仕方というのは、ちょっと難しいような気がいたします。必要と認められる限度という、別の要件のところを考えるとか、あるいは、そもそも情報解析に当たらないという場合もあるのかもしれないけれども、そういったことも今後考えていっていいと思います。

高部氏の指摘するように条文解釈上無理がある上、米国をは

じめとしたフェアユース導入国の生成AI事業者よりも、日本の生成AI事業者を競争上不利な立場に追いやりかねない解釈です^{※8}。このため、同氏の指摘するように別の方法も模索する必要があります。

「非享受目的」要件を満たさないケース

図5で「非享受目的」要件を満たさないため法第30の4が適用されない実例が二つあげられています。


二つ目の「AI学習以外の場面での著作物の利用」で取り上げられている検索拡張生成(RAG)は、生成AIによって著作物を含む対象データを検索し、その結果の要約等を行って回答を生成する手法をさします。RAG等のうち「既存の著作物の創作的表現の全部又は一部を、生成AIを用いて出力させること」を目的としたRAG等で用いるための、生成AIへの入力用データ(著作物)の収集については、原則として法第30の4は適用されません。

作風の模倣

図6は「作風」の模倣についてまとめています。

最初の□の著作権法で保護される著作物については報告書で次のような記述があります^{※9}。

「考え方」の概要: AI開発・学習段階



「非享受目的」要件を満たさないケース

- AI学習のために行われる著作物の複製等のうち、以下のような場合は、既存の著作物に表現された思想又は感情を享受する目的が併存していることから、「非享受目的」の要件を満たさず、法第30条の4は適用されないと考えられます。

AI学習の場面での著作物の利用(学習データの収集等)

✓ 生成AIの基盤モデルに対する追加学習(ファインチューニング)のうち、意図的な「過学習」等、学習データである著作物の類似物(創作的表現が共通したものを生成させること目的としたもの)を行うための、学習データ(著作物)の収集

AI学習以外の場面での著作物の利用

 - ✓ 一部の検索拡張生成(RAG)等[※]で用いるための、生成AIへの入力用データ(著作物)の収集
※ RAG等のうち「既存の著作物の創作的表現の全部又は一部を、生成AIを用いて出力させること」を目的としたもの。

※ なお、法第30条の4が適用されない場合でも、RAG等による回答の生成に際して、既存の著作物を利用すること(及びRAG等のために行う準備行為として、既存の著作物を複製又は公衆送信すること)については、法第47条の5の要件を満たす限りで、同条の適用により、権利者の許諾なく可能となる場合があります。

7

図5 「非享受目的」要件を満たさないケース

※8 フェアユース導入国については前掲注6および拙稿『勝者は嵐を生き延びた者ではなくルールを変えた者だ』参照 <https://agora-web.jp/archives/240513121639.html>

※9 前掲注1、5ページ。

いわゆる「作風」の模倣について

- 著作権法は「創作的表現」を保護し、「アイデア」は保護しないため、「作風」が「アイデア」である場合、そのような「作風」が共通したとしても、著作権侵害とはなりません。
- その一方で、特定のクリエイターを狙い撃ちしたAI学習には、以下のように、法第30条の4が適用されない場合があると考えられます。

- 「アイデア」と「創作的表現」との区別は、これまでも、具体的事案に応じてケースバイケースで判断されてきたもの。
- 特定のクリエイターの作品である少量の著作物のみからなる作品群は、「作風」(アイデアであるもの)が共通しているにとどまらず、**創作的表現が共通する作品群**となっている場合もある。
- 意図的に、こうした**共通する創作的表現の全部又は一部を生成AIによって出力させることを目的とした追加的な学習**を行うため、このような「創作的表現が共通する作品群」の複製(AI学習データとしての収集等)を行う場合は、享受目的が併存する(＝法第30条の4が適用されない)と考えられる。

※ また、生成・利用段階についても、AI生成物に、上記のような「創作的表現が共通する作品群」の創作的表現が直接感得できる場合、当該生成物の生成及び利用は著作権侵害となり得ます。

8

図6 作風の模倣

著作権法は、著作物に該当する創作的表現を保護し、思想、学説、作風等のアイデアは保護しません(いわゆる「表現・アイデア二分論」)。この理由としては、アイデアを著作権法において保護することとした場合、アイデアが共通する表現活動が制限されてしまい表現の自由や学問の自由と抵触し得ること、また、アイデアは保護せず自由に利用できるものとした方が、社会における具体的な作品や情報の豊富化に繋がれ、文化の発展という著作権法の目的に資すること等が挙げられます。

このため、「考え方」は「作風」が「アイデア」である場合、そのような「作風」が共通したとしても、著作権侵害とはならないとした上で、特定のクリエイターを狙い撃ちしたAI学習には法第30条の4が適用されない場合があると考えられるとしました。ただし、生成物を大量に生成することができる生成AIの場合、アイデア等が類似するに留まるものが大量に生成されることが予想されます。この点については報告書に以下のような説明があります^{*10}。

著作権法が保護する利益でないアイデア等が類似するに留まるものが大量に生成されることにより、特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI生成物によって代替されてしまうような事態が生じることは想定しうるものの、当該生成物が学習元著作物の創作的表現と共通しない場合には、著作権法上の「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には該当しないと考えられる。

他方で、この点に関しては、本ただし書に規定する「著作権者の利益」と、著作権侵害が生じることによる損害とは必ずしも同一ではなく別個に検討し得るといった見解から、特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI生成物によって代替されてしまうような事態が生じる場合、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当し得ると考える余地があるとする意見が一定数みられた。

枠内の最初の■に「『アイデア』と『創作的表現』との区別は、これまでも、具体的事案に応じてケースバイケースで判断」とありますが、前出の高部氏は「表現とアイデアの関係は著作権侵害訴訟でも争いになるし、判例も審級(一審、二審、最高裁)によって判断が分かれた事例もあるので、できるだけ具体的表現の類似性が問題になるのだというメッセージがもう少しあってもよいかと思う」と指摘しました^{*11}。確かに一審判決が二審で覆され、最高裁で復活するケースもあるようにケースバイケースなので、具体的表現の類似性次第というメッセージがもう少しあった方がよいかもしれません。

「著作権者の利益を不当に害する」場合

図7は「著作権者の利益を不当に害する」場合の実例です。前出の高部氏は次のように指摘します^{*12}。

*10 前掲注1、23ページ。

*11 前掲注7、7ページ。

*12 前掲注7、7ページ。

「考え方」の概要：AI開発・学習段階



著作権者の利益を不当に害することとなる場合について

- 法第30条の4ただし書への該当性は、「著作権者の著作物の利用市場と衝突するか」・「将来における著作物の潜在的販路を阻害するか」という観点から「技術の進展」・「著作物の利用態様の変化」等の諸般の事情を総合的に考慮して検討することが必要です※1。
- AI学習のためのデータ収集と本ただし書との関係は、以下のように考えられます。

- インターネット上のデータ(データベースの著作物)が情報解析に活用できる形で有償提供されている場合、有償で利用することなく、当該データベースの著作物(その創作的表現が認められる一定の情報のみ)を情報解析目的で複製する行為は、本ただし書に該当し得る。
- 「AI学習のための著作物の複製等を防止する技術的な措置※2が講じられている」といった一定の事情※3から、「あるウェブサイト内のデータを情報解析(AI学習等)に活用できる形で整理したデータベースの著作物が、将来販売される予定がある」ということが推認できる場合がある。
- このような推認ができる場合に、上記の技術的な措置を回避して、AI学習のために当該データベースの著作物の複製等をする行為※4は、本ただし書に該当し、法第30条の4による権利制限の対象とはならないと考えられる。

※1 文化庁著作権課「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方」(PDF)

※2 ウェブサイト内のファイル"robots.txt"への記述や、ID・パスワードによる認証によって、AI学習のための複製を行うクローラによるウェブサイト内へのアクセスを制限する措置。

※3 上記の技術的な措置が講じられていることや、過去の販売実績など。

※4 複製等の方法としては「クローラにより当該ウェブサイト内に掲載されている多数のデータを収集する」ことなどが考えられます。

図7 「著作権者の利益を不当に害する」場合

著作権者の利益を不当に害するかどうかというただし書の要件を非常に狭く解釈すべきだというような説明の仕方、いまだ判例があるわけではないので、もう少し自由な考え方が今後出されてもいいのかなというふうに感じました。

前述のとおり、享受目的が少しでもあるような場合は30条の4は適用されないとする「考え方」は条文解釈上も無理があると

指摘した高部氏は、このただし書きについても、もう少し柔軟に解釈する考え方があってもよいとしています。

以上、AIと著作権に関する三つの論点の最初の「AI開発・学習段階」は、最後の項目「海賊版等の複製」を残すのみとなりましたが、これについては、二つ目の論点「生成・利用段階」とともに次回連載で解説します。

(続)



改訂版

文書情報管理士2024夏試験の指定参考書

文書情報マネジメント概論

文書情報管理士検定試験受験者必読!!

(第3版)

- 文書情報マネジメントの実践に役立つ参考書
- 第9章プロジェクトマネジメントについて JIS Q21500:2018「プロジェクトマネジメントの手引」を規範とした解説を掲載
- 第9章以外の章も全体的に見直しを実施

公益社団法人
日本文書情報マネジメント協会 編
文書情報管理士検定試験委員会
2017年10月1日 初版発行
2022年10月7日 第3版発行
B5版 178ページ
ISBN 978-4-88961-016-1
定価3,300円(税込)

◆ お問合せ・お買い求め

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA)

<https://www.jiima.or.jp/> 「JIIMAの活動」→ 出版物・販売物 より


動画生成AIがもたらすビジネス変革



(株)第一生命経済研究所 主席研究員テクノロジーリサーチャー かしわむら たすく 柏村 祐

1. 動画生成AIの急速な進歩

近年、動画生成AIの技術は目覚ましい発展を遂げている。この進歩の原動力となっているのは、深層学習技術と大量のデータセットの活用である。深層学習とは、人間の脳のニューラルネットワークを模倣した仕組みを用いて、膨大なデータから複雑なパターンや関係性を学習するテクノロジーだ。この技術を応用することで、初期の段階では単純なアニメーションの生成に限られていた動画生成AIは、現在では複雑なストーリー性を持つリアルな動画を作り出すことが可能になっている。

特筆すべきは、テキストによる指示だけで動画を生成できる点だ。この技術により、手間のかかる作業を省略して効率的に動画を制作できるようになった。映像制作にかかる時間とコストの削減に加え、人間には思いつかないようなユニークな視覚表現を生み出すことができる。例えば、広告業界や映画制作の現場では、独自の世界観を持った映像を素早く生成することで、視聴者に新鮮な体験を届けている。このように、AIは単なる効率化ツールを超えて、クリエイティブな分野で人間とは異なる視点や表現を提供し、その価値を高めているのだ。

そのようなリアル動画生成AIは、映画制作、教育、医療など、さまざまな業界に大きな影響を及ぼそうとしている。本レポートでは、最新技術のトレンドとビジネスへの活用事例を紹介し、その将来性について考察を深めていく。

2. リアル動画生成AIの性能検証

ここでは、最新版のリアル動画生成AIが生成した動画を具体的に分析することで、その性能を詳細に検証する。今回取り上げるのは、最先端のリアル動画生成AI「Sora」によって作成された計48本の動画だ^{*1}。そのうち43本は、AIが生成したのか人間が制作したのかを見分けることが難しいほど高品質で、まったく欠点が見当たらなかった。しかし、残りの5本は現実世界では起こり得ないような不自然な映像を含んでいた。以下

では、この両者の動画の内容を具体的に検証していく。

リアル動画生成AIの技術は、高度な機械学習に基づいている。この技術は、大量の画像と動画のデータセットから学習し、人間が本物と見紛うような映像を生成することができる。このプロセスには、敵対的生成ネットワーク(GAN)やトランスフォーマーモデルが用いられ、単純なテキスト指示から映像を生成する能力を有している。AIは、複雑な背景の理解、物体間の相互作用、そして人間の自然な動きや表情の再現を学習することで、その性能を高めている。

まず、欠点は一切見られない動画の例として、雪の中で遊ぶ子犬の動画を取り上げる。AIに「雪の中で遊ぶゴールデンレトリバーの子犬たち。彼らの頭は雪に覆われ、雪から飛び出している」と指示したところ、指示通りの20秒の動画が生成された(図1)。



図1 AIが生成した子犬の動画 出典: OpenAI HP [https://openai.com/sora]

また、完璧な動画の事例として、電車の窓から見える風景の動画がある。AIに「東京郊外を走る電車の窓から見える風景」と指示したところ、指示通りの8秒の動画が生成された。この動画では、電車の窓ガラス越しに東京郊外の街並みが映し出された直後、建物の前を電車が通過する瞬間に、光が遮られ、電車の窓に人の姿が映り込む様子までもが再現されている

*1 OpenAI HP <https://openai.com/sora>



図2 AIが生成した電車の窓に映る風景の動画 出典：OpenAI HP「<https://openai.com/sora>」



図3 AIが生成した空中に浮遊する椅子の動画 出典：OpenAI HP「<https://openai.com/sora>」



図4 AIが生成したハイロオオカミが分身する動画 出典：OpenAI HP「<https://openai.com/sora>」

(図2)。

次に、現実世界では考えられない映像を含む動画の一例として、空中に浮遊する椅子の動画を取り上げる。AIに「考古学者が砂漠で一般的なプラスチックの椅子を発見」と指示したところ、13秒の動画が生成された。指示に沿ったリアルな動画が再現されているように見えるが、途中からリアル動画生成AIは椅子の重さを動画上で再現することに失敗し、現実世界では起こり得ない椅子が数秒間宙に浮いている様子が映し出された(図3)。

また、現実世界では想定できない映像を含むもう1つの事例として、動画の冒頭に登場する3匹の狼が分身して5匹になる動画がある。AIに「草に囲まれた人里離れた砂利道で、5頭のハイロオオカミの子供がじゃれ合い、追いかっこをしている」と指示したところ、10秒の動画が生成された。初めに映し出さ

れた3匹の狼が、4匹、5匹と分身してしまい、現実世界では考えられない映像が生成された(図4)。

以上のように、最新版のリアル動画生成AIが生み出す動画の大半は、人間の目では見分けがつかないほど高品質なものだった。しかし、一部には物理法則に反したり、不自然な点が含まれたりする動画も生成された。これは、AIの学習データやアルゴリズムにまだ改善の余地があることを示唆している。今後も継続的な研究開発により、より完璧なリアル動画の生成が可能になることが期待される。ただし、完全自動生成された動画の内容の真偽を判断することは、引き続き重要な課題として残っている。

3. リアル動画生成AIのビジネス活用

動画生成AIの技術は、ビジネスの領域でもその適用範囲を拡大している。特に、リアル動画生成AIは、マーケティング、広告、教育、コンテンツ制作など、幅広い業種で活用されている。

まず、マーケティングと広告の分野では、リアル動画生成AIを用いることで、質の高いプロモーションビデオや商品紹介動画を短時間かつ低コストで制作できる。従来、高額な費用と多くの時間を要した映像制作が、AIの力により効率化されることで、中小企業でも競争力のあるマーケティング活動が可能になる。例えば、特定の商品やサービスを宣伝する広告ビデオを制作する際に、リアルな人物や背景を含む動画をAIに生成させることができる。ターゲットオーディエンスに合わせたカスタマイズも容易になるだろう。

また教育の分野では、リアル動画生成AIを活用することで、学習教材としての動画コンテンツを充実させることができる。歴史上の出来事を再現したり、科学的な実験をビジュアル化する動画を生成し、学生の理解を深めることが可能になる。このような教育現場での活用は、学習効果の飛躍的な向上に大きく貢献するだろう。

さらにエンターテインメント業界においては、リアル動画生成AIは映画やアニメーション制作に革命をもたらす可能性を秘めている。特に短編映画やミュージックビデオの制作において、AIを活用することで、従来は想像もつかなかったようなクリエイティブな表現が可能になり、制作の自由度が大きく広がること

が予想される。加えて、リアルタイムで動画を生成する能力は、ライブイベントの演出に新たな可能性をもたらすかもしれない(表1)。

4. リアル動画生成AIの将来展望


現在、動画生成AIの品質は著しく向上しており、人物の動きや表情、背景の描写が非常にリアルで自然になっている。これは、進化した深層学習アルゴリズムと、映像制作に特化した大規模なデータセットの活用によるものだ。これらの技術の進歩により、AIは実写と見分けがつかないほどの高品質な動画を生成する能力を獲得しており、今後もさらなる発展が大いに期待されている。リアル動画生成AIの技術進化に伴い、ビジネスへの応用もますます拡大することが予想される。ただし、同時に生成された動画の内容の真偽を判断するためのガイドラインの策定や、倫理的問題に対処するための枠組み作りも重要になってくるだろう。

リアル動画生成AIのビジネスでの活用は、新たな価値の創出という観点からも大きな期待が寄せられている。単に映像制作の効率化だけでなく、クリエイティブな表現に新たな地平を切り拓き、人々の想像力を豊かにすることにも寄与するからだ。その意味では、リアル動画生成AIは、社会全体に影響を与えるイノベーションと位置づけることができるのではないだろうか。

表1 想定されるリアル動画生成AIの活用分野・活用例・価値と将来性

分野	活用例	価値と将来性
マーケティングと広告	高品質なプロモーションビデオや商品紹介動画の制作	中小企業でも競争力のあるマーケティング活動が可能に。カスタマイズ性が高く、効率的な映像制作が実現。
教育	学習教材としての動画コンテンツの充実	歴史上の出来事や科学的な実験をビジュアライズし、学習効果の向上が期待される。
エンターテインメント	映画やアニメーション制作の革新	クリエイティブな表現の可能性が拡大し、制作の自由度が大きく向上。ライブイベントの演出にも新たな可能性をもたらす。
不動産	物件紹介動画のリアルタイム生成	物件の魅力を高めるビジュアルコンテンツの提供が可能になり、顧客の関心を引きつけやすくなる。
医療	手術手順や医療説明のビジュアライズ	医療従事者の教育や患者への説明が分かりやすくなり、医療サービスの質の向上に貢献する。
カスタマーサービス	FAQやサポート内容の動画化	より人間らしいインタラクションを提供し、顧客満足度の向上につながる。
ゲーム開発	ゲーム内イベントやキャラクターの動画生成	ゲーム体験をよりリアルで没入感のあるものにすることができ、プレイヤーのエンゲージメントを高める。
セキュリティ	監視カメラ映像の解析とシミュレーション	セキュリティイベントの自動認識や、想定外の状況への対応訓練に活用でき、セキュリティ管理の効率化と強化が図れる。
ソーシャルメディア	エンゲージメント向上のためのコンテンツ生成	個々のユーザーの好みに合わせた動画コンテンツの生成により、ユーザーエンゲージメントの向上が期待される。


出典：筆者作成



ビジネスDX、
結構得意なので
相談してほしい。



FUJIFILM
Value from Innovation



そのDX、ビジネス課題を解決していますか？
例えば情報を必要ときに必要な人が
どこでも活用できる状態に整え
企業や組織内外の確実な情報流通を支えること。
セキュアなIT基盤を構築するとともに
ワンストップでお客様のニーズに対応し
企業のIT管理業務の負担を軽くすること。
企業や組織が抱えるあらゆる課題に
最適なソリューションをご提案することで
お客様のビジネスにさらなる力を。
ビジネスDXで、企業の経営基盤の強化に貢献する
富士フイルムビジネスイノベーションに
ぜひご相談ください。

ビジネスDXをリードする。
富士フイルムビジネスイノベーション

JIIMA認証を取得しています。

人と人を情報がつなぐ
社内外をシームレスにつなぐマルチポイント

FUJIFILM IWpro



DX時代のオープンソースソフトウェア考 =「2023年度 OLL Awards」から、 2人のエキスパートが読み解くOSSの現在地=

株式会社メディア・パラダイム研究所
ITジャーナリスト おく だいら ひとし
奥平等

DXの時代とはある意味、デジタル技術を基軸に産業がサービス化していく時代といえる。その本質はテクノロジーを活用することでこれまでの延長線上になかった付加価値やイノベーションを創出し、問題解決型の「サービス」として提供し、「変革」をもたらすことに他ならない。

その付加価値やイノベーションの創出に欠かせないのが、ソフトウェアだ。DXにおいては生産・物流の自動化や自動運転、AIやIoT、5G通信技術の活用などがクローズアップされているが、いずれもハードウェア面では汎用的な機器が採用されており、ソフトウェアにより多様な機能を実装させることで、新たな「サービス」として成立させている。

なかでも、ここにきて注目を集めているのが、ソースコードが公開されており無償で利用できる「オープンソースソフトウェア（以下：OSS）」である。その理由は一様ではないが、オープン（公開されている）であるが故にシステムがブラックボックス化しない、ベンダーに依存することなくノウハウが自社に蓄積される、ユーザー数に応じたライセンス費用に縛られることなく全社導入ができる、開発コミュニティが世界規模で進化させているため変化対応力に富んでいることなどがあげられる。クラウドはハードウェアリソースを「所有」することを開放したが、要はソフトウェアもまた「所有から共有の時代」へとシフトしつつあるといえるかもしれない。

その中であって2024年3月14日、一般社団法人オープンソースライセンス研究所（以下：OLL）が特定非営利活動法人オープンソースソフトウェア協会（以下：OSSAJ）の協賛のもとに、OSSのさらなる普及に向けて、初めての試みとなる「2023年度 OLL Awards」を開催した。今回はそこで実感することができたOSSの盛り上がりとその背景を考察するとともに、OLL理事の湯澤 一比古氏とOSSAJ会長の橋本 明彦氏に「DXとOSS」における現在地について話を聞いた。

ビジネスの加速こそ、OSSの真髄

その名の通り、OSSとは開発者がそのソースコードをオープン（公開）にし、インターネット上に無償で広く公開しているソフトウェアである。OSSライセンスを遵守すれば、開発者でなくても、誰でも自由に使ったり、変更・改良したりすることが可能であり、商用利用しても基本的には料金は発生しない。それだけに、ソフトウェア開発企業においてはOSSの活用は至極当然のこととなっており、これまでソフトウェア機能を自社開発していた製造業などにおいても自社製品にOSSを組み込むケースが増えている。それでも湯澤氏ならびに橋本氏は、「OSSは十分に理解されているとは言い難い」と指摘する。

「OSSは現在、いわゆる利用する側の論理で語られることがほとんどです。しかし、本来は発表・公開する側のメリットがあってこそOSSであるべきといえます。例えば、インターネットの黎明期に一世を風靡したWebブラウザである

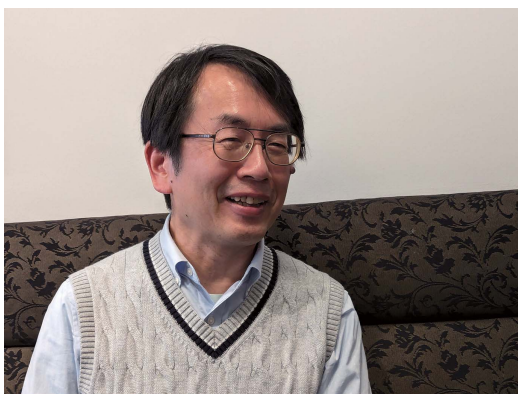
Netscape Navigatorは、シリコン・グラフィックスの創業者であるジム・クラークが、イリノイ大学でMosaicと呼ばれるオープンソースのブラウザを開発していた学生グループに声を掛けたのが始まりです。その後、同社は上場を果たしますが、ブラウザを独占することはユーザーとインターネットの



一般社団法人オープンソースライセンス研究所（OLL）
理事 湯澤 一比古氏

発展にとって最善ではないこととの認識のもと、Netscapeはコードベースをオープンソース化し、普及・開発スピードを加速することでInternet Explorerに対抗。その結果、JavaScriptの開発などWebウェブサイトはかつてない強力なコンピューティング能力を手中に収めました。これは一例で、オープンソースにすることでビジネスを加速させ、成功できるチャンスがあるということこそ、OSSの真髄だと考えています」(湯澤氏)

「オープンソースとよく比較されるのがフリーソフトウェアです。いずれも利用者に自由な利用とアクセスを提供する点では共通していますが、フリーソフトが利用者の自由を保護することを重視しているのに対して、オープンソースはソースコードの公開や派生物の作成を許可することにより、ソフトウェアの透明性・柔軟性・品質の向上を重視しています。OSSにおいてはよく脆弱性のリスクなどが指摘されますが、実際には脆弱性やリスクを内包しないソフトウェアなど存在しないはず。その点、OSSの開発は世界中のコミュニティや協力者の参加によって成り立っているため、堅牢性やリスクの発見も早ければ、その解決策が講じられるスピード感も、いわゆるパッケージソフトといわれるクローズドソースを凌駕しているケースが散見されます」(橋本氏)



一般社団法人オープンソースソフトウェア協会 (OSSAJ)
会長 橋本 明彦 氏

OSSが日本に上陸してから四半世紀(25年)が経過しているといわれるが、この間、多くの先人達の努力により、OSSはソフトウェア開発の現場で非常に重要な位置を占めるようになっていく。その代表格ともいえるLinuxは1990年代に登場し、個人開発者のみならず企業・業界を巻き込んで、ハード・ソフト、開発言語を含めて世界規模のエコシステムを構築。現在では証券取引所をはじめとするミッションクリティカルな領域でも採用され

ている。しかし日本においては、このようなOSSの歴史と変遷を振り返ることなく、「利用」だけに偏重しているケースが多いことを二人は指摘する。そこには世代ギャップもあるし、日本企業特有の「前例主義」が横行していることもあるだろう。

ただし、橋本氏は「逆にZ世代といわれる人たちの中に、OSSの意義に気付き始めている人たちがいる」とも語る。クローズドソースの開発現場で作成されたプログラムのソースコードは基本的に企業に帰属される。つまり、開発者にとってはそこが終着駅となってしまっている。その中であって、自分のアイデアや経験を共有しあうことにより機能の大幅な向上を目指すOSSならではの考え方が、テクノロジーの発展に伴い浸透しつつある。それだけに、意欲・意識が高い若手開発者たちほど、OSSの世界に魅力を感じ始めているという。

テクノロジーを進化させるOSSコミュニティ

考えてみれば、特に近年においては、新しいテクノロジーがオープンソースコミュニティから生まれ、世界中の開発者の協力によって発展していく傾向が顕著である。スマートフォンなどのモバイルOSの領域でワールドワイドなシェアを有する「Android」もまたオープンソースで、世界中のメーカーや開発者によりカスタマイズや改良を加えられている。いわゆるGAFAも、開発プラットフォームの大半をオープンソース化していることを発表。「鉄の壁」といわれてきたAppleでさえ、オープンソースのシステム構成用プログラミング言語「Pkl」をリリースするなどソフトウェア領域での情報公開に舵を切った。Microsoftもまた、オープンソース化への取り組みを表明している。

Webの世界も然りである。HTTP Server「Apache」はもちろんのこと、CMS (Contents Management System: コンテンツ管理システム) として高度なカスタマイズを提供して世界中でのWebサイトを支えている「WordPress」もオープンソースだ。次世代のインターネットとして注目されるWeb3においても、その基盤技術となるブロックチェーンは2009年の誕生時からソースコードが公開され、主要なプラットフォームはオープンソースコミュニティで開発が進んでいる。

現在、最もホットなテクノロジーと目されているAI(人工知能)においても、オープンソース化の流れが顕著である。とりわけ高度な専門知識が要求されることから、世界中の開発者と共有するためにオープンなプラットフォームが求められているからだ。その1つが、AI技術共有プラットフォーム「Hugging Face」。ここには5万以上の組織が集い、自然言語処理アプリケーション

ン向けライブラリや潜在拡散モデルライブラリ、機械学習モデルやデータセットを共有するためのプラットフォームなど利用し、自社で開発したAIのモデルやデータを公開している。これらの企業は、世界中の開発者の技術活用によるAIの普及・発展への貢献に加えて、コミュニティを通じたアライアンスや標準化によって、自社の競争力を高めようとしているのだ。さらにはAI倫理が叫ばれる中、透明性・信頼性の観点からも、ブラックボックス化されていないオープンソースのAI技術に対するニーズは、ますます高まっていくであろう。

このようにオープンソースコミュニティを通じて技術革新が進んでいることを、若くてスキルを求めるエンジニアたちは肌で感じている。DXが叫ばれ、IT人材やデジタル人材の不足がより深刻さを増している中において、OSSは優秀な人材を確保する点でもキーワードとなりつつあるのかもしれない。

以上のようにテクノロジーのオープンソース化がトレンドになりつつある中で開催されたのが、OLL主催・OSSAJ協賛の「2023年度 OLL Awards」だ。OSSならではのメリットを引き出し、広く理解してもらうことが目的で、対象はOSSを生み出す側、利用のための研究・活動を行う側を含めた個人・団体。個人部門では富士通株式会社大内 佳子氏、株式会社日立ソリューションズの渡邊 歩氏、高知を中心にITベンチャーを営む株式会社ソフトビレッジ片岡 幸人氏、団体部門ではOpen Chain



褒章式の様子

Japan Work Group FAQ Subgroupが選出・褒賞され、アワードの盾が手渡されるとともに、震災復興支援として後日、輪島塗の記念品が贈られることとなっている。

発案者の1人でもある湯澤氏は、「アワードの難しさは、どのような基準で選ぶかということ」という。その意味で今回は、OSS啓蒙への貢献度、健全な普及に寄与した人たちを中心に選考が進められたという。後編では各受賞者の横顔を紹介しながら、各々のスピーチを通じて、日本におけるOSSの方向性を探っていくことにする。(続)

御社の文書管理診断します！ 文書管理達成度評価・調査ご協力をお願い

「皆さんの組織の文書管理のレベルはどのくらいですか？」

各組織では、内部統制、説明責任など、社会のさまざまな要請にもとづいて文書管理を実践しています。しかし、文書管理のレベルを測る仕組みがなく、これで十分なのか、不足している点は何かを知ることが難しいのが実情だと思います。

JIIMA文書管理委員会では、そんな疑問を解消し、各部門が正しく文書管理ができていないかを診断するサービスを開始しました。貴社組織の現状を回答シートに書き込み送付いただければ、文書管理委員会が診断しお返しします。

将来的にはご提供いただいた情報を元に、日本における組織の文書管理現状をまとめ、その中で各組織がどのレベルに位置づけられるかをわかるようにしたいと考えています。

自社の文書管理に関心がある組織の方々のご利用をお待ちしています。

メリット

- 自社の強みや弱みを明確に把握することができるのと同時に、取り組むべき方向性も明らかになり、文書管理の改善に結びつけられます。
- 他社のレベルと比較でき、自社の文書管理推進の動機付けになります。
- 一定の時間が経過した後に再評価することにより、自社の改善の度合いを確かめることができます。

詳細は右記URLを参照ください。 https://www.jiima.or.jp/basic/doc_mng/

第1回

公文書管理の理念、目的



ARMA米国本部フェロー 小谷 允志

(1) はじめに

今回、このような連載シリーズを執筆するに至った動機は主に次の二つの事実に基づいている。その一つは全国の自治体において文書管理改善を含む条例化が遅々として進んでいないこと。もう一つはすでに公文書管理法^{*1}という優れた規範があり、自治体もそこから学べる点が少なくないことである。2009年に制定、2011年に施行された公文書管理法は、その第34条で自治体に対し国と同様の対応を求めているが^{*2}、これに基づいて条例化を果たした自治体は2023年末時点で59団体に留まっている。公文書管理法の10年前に施行された情報公開法や6年前の個人情報保護法の場合は、比較的早くに100%の自治体が条例化を果たしているにもかかわらず、公文書管理条例化のペースは著しく遅いのである。そこで自治体における文書管理改善、さらには公文書管理条例化の促進に資するよう、公文書管理法に学ぶ改善ポイントを分かりやすく書いてみようと思った次第である。

(2) 公文書管理法制定の意義

公文書管理法の制定、施行は日本の文書管理の歴史において画期的な出来事であったと私は考えている。この法律によって史上初めて国の公文書管理の基本法といえるものができたからである。すなわち国の行政機関や独立行政法人における公文書管理が初めて法律によって包括的かつ統一的に規制されることとなったのである。「包括的」とは、現用文書のみではなく、非現用のアーカイブズを含めて一元的に取り扱うことを意味する。また「統一的」とは、これまでばらばらで行われていた各省庁や独立行政法人の公文書管理がこの法律に基づき統一して行われるようになったことである。そして内容的に最も重要なことは、国の公文書管理において、初めて次の三つのコンセプトが明確にされ、義務付けられた点にあると考えているわけだ。

- *公文書管理の理念と目的を明確化
- *ライフサイクル管理の確立
- *アーカイブズの充実

その結果、この法律は公文書管理の規範としてはこれまでにない高みに達したということができ、自治体においても学ぶ点が多いのである。以下、これら三つのコンセプトごとに、どの点をどう学ぶべきかを詳しく見ていきたいと思う。

(3) 公文書管理の理念と目的

これについては少し長くなるが、まず公文書管理法第1条の目的規定をご覧ください。

公文書管理法 第1条

この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

まずここで注目すべきは、最初の部分で公文書を民主主義の基盤であると位置付けた点である。このことは国民が正確な情報に自由にアクセスし、それに基づいて判断を行い、主権者行使することを意味する。そのためには公文書が行政の所有物ではなく、あくまでも国民と共有の知的資源であり、国民が主体的に利用できるものでなければならないのである。しかもこれを

※1 正確には「公文書等の管理に関する法律」

※2 公文書管理法第34条は、地方自治尊重の趣旨から、この法律を直接自治体に適用するのではなく、努力義務の形で文書管理改善を促している。

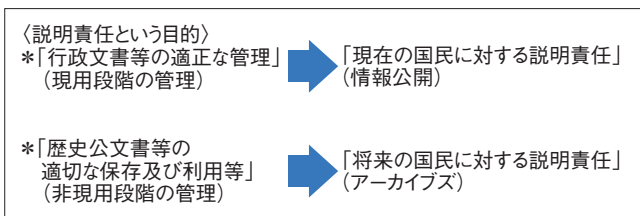
「知的資源」と称した意味は、公文書はどこにでもある単なる文書や情報ではなく、価値ある情報資産であると言っているのであり、これもこれまでにない新しい考え方なのである^{※3}。そしてこれらのことが後の公文書管理の目的につながるわけだ。

後半の部分では公文書管理の目的を謳っているのだが、注意して見て頂きたいのは、ここでわざわざ公文書管理を二つの部分、すなわち「行政文書等の適正な管理」と「歴史公文書等の適切な保存及び利用等」に分解して記している点だ。「行政文書等の適正な管理」とは、現用段階におけるライフサイクル管理のことを意味しているが、行政文書の中には将来、国立公文書館等に移管され永久保存される歴史公文書も含まれていることを示唆しているのである。この記述からも、この法律が現用文書と非現用のアーカイブズとの一元的な管理を目指していることが分かるのである。

そしてこれらが最後の部分の「現在及び将来の国民に説明する責務」という公文書管理の最も重要な目的につながる。すなわち「現在の国民に対する説明責任」とは行政文書（現用文書）の公開によって説明責任を果たす情報公開制度を意味し、「将来の国民に対する説明責任」とは国立公文書館等のアーカイブズ（非現用文書）を国民に永久、広く利用できるようにすることで説明責任を果たすことを意味しているのである。

これまでの日本の公文書管理には説明責任を目的とする考え方^{※4}はなかったものであり、これはグローバルの記録管理の考え方にも沿った新しいコンセプト^{※5}とあってよいだろう。この関係を図解すると表1のようになる。もちろん説明責任だけではなく、従来から認められていた「行政の適正かつ効率的な運営」という目的も明記されている。これら公文書管理の目的はすべて民主権の理念に基づいているという考え方が重要なのである。

表1



(4) 自治体における公文書管理の理念と目的

日本の組織は何事によらず、目的を含む理念的なものを大事にしない傾向がある。どちらかというと理念的なものを軽視し、すぐ手順などのDoに走るという特徴がある。すでに公文書管理

法に依って条例化を果たした自治体を別とすれば、多くの自治体の文書管理規程において同様の傾向が見られる。はっきり言えばそこには目的を含め理念的なものはほとんど読み取れないのである。例えば目的にしても、「本市における文書の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする」といった表現が意外と多い。これでは何のために公文書を管理するのかという本来の目的は全く明確になっておらず、公文書管理の目的規定とはいえないだろう。次に多いのが、文書事務の適正管理を目的とするタイプである。しかし文書管理の真の目的は全体的な行政運営の適正化、効率化であって、単に文書事務の適正化という狭い範囲に留まるものではない。

このような文書管理規程の下では、組織全体に文書管理の重要性が徹底せず、各職員の役割や責任が十分に認識されないから、形だけの文書管理になりかねない。またこれでは羅針盤がないのと同じことなので、仮に間違った方向へ向かってもそれに気が付かず、ほとんど修正されることがないのである。従って自治体の文書管理改善は、まず公文書管理の目的、理念を明確にすることから始めなければならない。その場合、最初に紹介した国の公文書管理法が参考になるが、もう少し身近な例として、2001年に全国で最初に公文書管理条例を制定した宇土市（熊本県）の目的規定を紹介しよう。

「この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市が保有する情報は市民の財産であるという基本的立場に立ち、情報公開制度の目的の達成のため、及び行政機関等の政策形成能力の向上のために必要な行政機関等の文書の管理に関する基本的事項について定めることにより、市が保有する文書の適正な管理を図り、もって公正かつ民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。」（宇土市文書管理条例第1条）

国の公文書管理法に先駆けて、このような斬新な内容の目的規定を策定していたことは賞賛に値する。「情報公開制度の目的の達成」と表現は違うが、説明責任の概念がきっちりと入っている。

※3 記録管理の国際標準ISO15489（2001年）は、記録の定義を「組織または個人によって、法的義務の履行の過程または業務処理において証拠及び情報資産として作成、取得そして保存される情報」としている。

※4 情報公開が行政機関の説明責任を果たすためのものという概念は公文書管理法の10年前に制定された情報公開法により明確になっているが、公文書管理法が説明責任を果たすためのものという概念は公文書管理法によって初めて明確になった。これにより真の意味で「情報公開と文書管理は車の両輪」といえるようになったわけだ。

※5 世界で初めて、記録管理の目的は説明責任を果たすためであると宣言したのは、オーストラリアの記録管理標準AS4390（1996年）である。これを基にしてできたのがISO15489である。これによりこのコンセプトが世界的に広がったといえる。

るうえ、「公正かつ民主的な市政の発展」と公文書管理法の「健全な民主主義の根幹を支える」と同様な考え方が謳われている。また普通なら「効果的な政策決定」とでもいうところを「政策形成能力の向上」と表現したのは、EBPM（証拠的記録に基づいた政策決定）の考え方を取り入れたものといえる。その点、宇土市の目的規定は現用文書に関する限り素晴らしいものだ。ただ残念ながら、ここには非現用のアーカイブズに関する言及がない。そのため、この点を補って頂く必要があるのだが。

次にもう一つ参考になる例として、2012年に制定された札幌市公文書管理条例の目的規定を紹介しておこう。

「この条例は、公文書が市民の知る権利を具体化するために必要な市民共有の財産であることに鑑み、公文書管理の基本的事項を定め、公文書の適正な管理並びに市政上重要な公文書の保存及び利用を図ることにより、市民との情報共有を進めるとともに、現在及び将来にわたり市の説明責任を全うし、もって効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を確保すること及び市民が主体となったまちづくりの推進に寄与することを目的とする。」（札幌市公文書管理条例第1条）

ここでは、「市民の知る権利」、「市民との情報共有」という言

葉を入れることで説明責任の考え方を強調しながら、「公正かつ透明性の高い行政運営を確保」と「市民が主体となったまちづくりの推進」を最終的な目的に掲げた点に特徴がある。ちなみに札幌市は公文書管理条例制定の翌年に公文書館を開設している。

各自治体においては、このような例を参考にしながら、先ずは公文書管理の目的、理念を明確にすることから、文書管理改善に取り組んで頂きたいと思うのである。

小谷 允志 (こたに まさし) 略歴

神戸大学 法学部卒業。株式会社リコー、日本レコードマネジメント(株)レコードマネジメント研究所所長を経て、現在(株)出版文化社アーカイブ研究所所長。
ARMA International米国本部フェロー、同東京支部元会長、記録管理学会元会長、日本アーカイブズ学会会員。
国立公文書館主催の「公文書管理研修」(アーカイブズ研修含む)にて毎年、講師を務める。

著書

2021年 「公文書管理法を理解する—自治体の文書管理改善のために」日外アソシエーツ
2013年 「文書と記録のはざま—最良の文書・記録管理を求めて」日外アソシエーツ
2008年 「今、なぜ記録管理なのか—記録管理のパラダイムシフト」日外アソシエーツ
2019年 「こんなときどうする? 自治体の公文書管理」(共著)第一法規
2012年 「世界のビジネス・アーカイブズ 企業価値の源泉」(共訳)日外アソシエーツ
2011年 「情報公開を進めるための公文書管理法解説」(共著)日本評論社
2006年 「入門:アーカイブズの世界」(共訳)日外アソシエーツ
2000年 「情報公開制度の新たな展望」(共著)(財)行政管理研究センター など

その他、記録管理・アーカイブズに関する論文多数

入会のおすすめ

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会に入会しよう!!

日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)は内閣総理大臣から認定された公益法人です。設立65年の歴史を誇り、国際規格ISO/TC171(文書管理アプリケーション)の日本審議団体でもあります。文書情報マネジメント関連国内唯一の団体で、会員企業も中小から大企業まで全国にわたり、その数は199社を数えています。

委員会活動、各種セミナー・研修会への参加、展示会の出展に有利な条件で参加できるなど特典も豊富。学識経験者を交えての啓発活動は、必ずや企業価値を高めてくれるでしょう。ビジネスの分野を広げ、発展させる絶好のチャンスです。ぜひご入会ください。

入会金・年会費はホームページにてご確認ください。また入会のための入会申込書は下記URLよりダウンロードできます。

<https://www.jiima.or.jp/>「入会案内」よりアクセスしてください。

会員の特典

- 各種委員会に参加でき、具体的な活動の中で、視野を広げ、交流を深めることができます。
- 各種セミナー、研修会、展示会の出展に安価な費用で参加できます。
- JIIMAの最新活動をメールマガジンなどで優先的に入手できます。
- マネジメント導入事例、最新の技術動向、国内・海外事情など、有益な情報をいち早く入手できます。
- 各種参考出版物、商品(解像力試験標板、試験図票、ターゲット)が割引価格で購入できます。

入会に関するお問合せは HPにある「問い合わせ」フォームまで

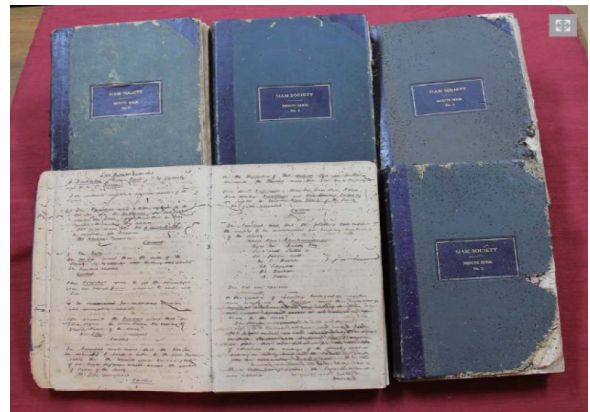
“微笑みの国” タイ、スパンブリー国立公文書館を訪ねて

—文明の尺度は国王の思いと培ったアーカイブズ

JIIMA 広報委員会 認証アーキビスト なが い つとむ 長井 勉



国内11の国立公文書館 (NATのHPから)



記憶遺産に登録された1904～2004年の
サイアム協会議事録 (NATのHPから)

はじめに

歴代皇帝が没すると、前皇帝の歴史を編纂する中国を「文明国」とであると言ったのは、中国史学者の貝塚茂樹 (1904-1987) である。そして日本に公文書館がない時代に、皇帝の記録をしっかりと残す「文明国」と比較して、貝塚は「日本は野蛮な国やな」と語っていた。中国には档案馆が各地に設置され、档案業務を「国家と社会の歴史の真実を守り抜く重要な事業」とであると位置づけられている。この話、作家の司馬遼太郎が1985年11月の大阪府公文書館開館記念の講演で語っていた^{※1}。

その「文明国」の代表的な例として、唐 (618-709) の第2代皇帝である李世民 (以下、太宗 598-649) が挙げられる。太宗は優れた政治力を発揮、諸制度を創設し唐朝の基盤を確立して太平の世を築いたと言われている。そればかりか、太宗は家臣の意見を取り入れて社会を安定させ、終始行動を監視する記録係 (起居注) に悪く書かれないために、人民のために尽くし、贅沢せずに業績を残すことに努めた。後世の歴史に名君と書き残されるには、確かなアーカイブズが求められる。

したがって太宗は没後に「史上最高の名君」と言われ、事実こう言っている。「自分以上に能力ある者がいれば嫉妬せずによく使う。家臣の欠点を責めずに長所を使う。賢人と不肖を区

別して不肖を憐れんでやる。諫太夫の批判を取えて受けること。中華を尊び夷狄を蔑まず、平等に接すること^{※2}」だど。だが、目的を遂げるために、手練手管の戦略で皇帝の座を得たという話も伝わっているが。つまり教訓として学べる歴代皇帝の生き方があったからこそ中国の栄華を創出したことは間違いない。太宗の言行録である『貞観政要』は、ビジネス社会における正しい意思決定をする心構えが書かれ、最高のリーダー論として高い人気を誇っている。

ところで連綿と続く国王による統治の国、タイを訪問しバンコクにある国立公文書館 (以下、NAT) を以前『IM』(2023年7・8月号) で紹介した。2024年2月にタイを再び訪れ、国内に11ヶ所ある国立公文書館の一つであるスパンブリー国立公文書館 (以下、SNA) を取材した話題を記したい。

ご存じの通り、タイには7つの世界遺産がある。14世紀の栄華を誇った「アユタヤ」、13世紀にタイ族最初の独立王朝のあった「スコタイ」他などに代表される4つの文化遺産と3つの国立公園などが自然遺産として国内に点在している。これらは世界の貴重な宝物として保護され、訪れる観光客を楽しませてく

※1 『司馬遼太郎全講演〔3〕』(1985-1988)

※2 『李世民』(塚本青史著)



ワット・パーレーライ



サンチャオポーラックムアン(ドラゴン寺)



ワット・プラノン(涅槃像)

れる。それだけでなく昨年取材した時に、NATには世界的な記憶遺産が所蔵されていることを知った。たとえば、「チュラロンコン国王(ラーマ5世)のシャム行政改革(1868-1910)の文書」、1904年から2004年までの王室の庇護下にある「サイアム協会の理事会の会議録」などである。これらが記憶遺産として認定されたのは歴代国王の手厚い保護政策によって、画期的なタイの歴史を刻んでいるからだ。今ではデジタル画像で記憶を読み解くことができる。

近隣県の行政文書も担うスパンブリー国立公文書館

タイ中央部にあるスパンブリー県はバンコクから約100km、車で2時間かかる地方都市である。朝の道路渋滞を避けて6時にバンコク市内を出発したが、日の出時間を過ぎても辺りは薄暗い状況が続いた。その理由はPM2.5大気汚染で解決策の見つからない深刻な問題が未だに続いている。そのハイウェイから一般道に進むと、道路の両側には田園風景が広がり、スパンブリーは自然が豊かで古い歴史のある町である。

なじみの少ない町なので、主な観光スポットを紹介すると、24mの大きな仏像を擁する「ワット・パーレーライ」(王室寺院として名高く、約1200年前に建設されたといわれ、またスパンブリーを舞台としたタイの民話「クン・チャーヌクン・ペーン」の絵画も展示されている)、テーマパークのような「ドラゴン・パーク」(巨大な龍が設置され、町の守護神であるラックムアンが置かれた場所であり、それを祀る柱を定めた土地である)、さらに「ワット・プラノン」(タイで唯一の仰向けの涅槃像が安置されている寺)などは外国人にも人気がある観光地である。だがSNAを訪れる前に、筆者が立ち寄ったこれらのスポットで出会う日本人はいなかった。

タイの文化財保護について調べてみると、その政策は歴代国

王と大いに関りがある。それには日本の近代化を推し進めた明治維新と対比されるチャクリー改革を押し進めたラーマ5世(1853-1910)が重用したラーマ4世の子であるダムロン・ラーチャーヌパーブ王子(以下、ダムロン 1862-1943)を語らねばならない。ダムロンは法律や教育改革などに関わっただけでなく、英国留学を経て抜群の語学力を身に付け、歴代国王やタイの史話などさまざまなテーマの歴史書を700冊以上著したことによって「歴史学の父^{※3}」と称された。なかでも1940年に発表した『年代記集成』は埋もれていた古文書を掘り起こし、解説した労作と言われている。

また国立図書館は1905年、文化財保存と閲覧できる博物館は1926年にそれぞれ設置され、その推進役はラーマ4世とダムロンだった。そして1947年には国立図書館内には「ダムロン王子図書室」を設置した。今では国内16か所に国立図書館分室が配置されている。これらの運営を担当したのは、1911年にラーマ4世が王宮官吏、博物館官吏などを技術者として集めて設置したのが文化省芸術局である。ラーマ7世の時に博物館事業、仏典書庫の担当を同局に任せ^{※4}。そして1916年国立図書館内の一部に公文書館の機能をもつ施設が設置され、1952年に国王ラーマ9世即位50周年を記念して国立公文書館(NAT)が開設された。このような経緯から歴代国王などによる図書館、博物館の設立から派生的に公文書館の設置構想が生まれたと思われる。

現在NATは文部省芸術局(The Fine Arts Department Ministry of Education)に属し、その主な役割は歴史的な記録の収集と保存・公開である。1983年には首相官邸の記録保存規則(Regulation of the office of the Prime Minister of

※3 ダムロン・ラーチャーヌパーブ - Wikipedia

※4 3と同じ

Record Keeping) によると、NATは収集と情報公開だけでなく省庁に公文書管理をアドバイスする役割もある。現在は、経営管理、記録管理、アーカイブズ管理、近現代の記録管理、国家的な映像のアーカイブズなど担当する部門でNATは構成されている。

地方への国立公文書館の計画は1993年4月、閣僚評議会で承認可決され、政府はアーカイブ業務を拡大し、歴史資料の収集、保存、および政府機関や地元の人々に調査サービスを提供するセンターとして機能する地方国立公文書館を設立することになった。このようなコンセプトに基づき、SNAは2003年にオープンした。他の館を調べてみると、ロイヤルファミリーの記念を冠にして開館した地方の国立公文書館も多い。たとえば、チェンマイ、トラン、ヤラーの各館は女王殿下の60歳誕生日記念、パヤオ、ウッド・ラチャターニーの各館は皇太子妃殿下の45歳誕生日記念としてオープンした。

今回の取材にあたり、昨年NAT訪問時にお世話になったアーキビストにメールで取材をお願いしたところ、スムーズに取り次いで頂いた。出迎えて頂いたのはピトサマイ・ラピパチャイ (Pitsamai Rapeepatchai) 館長と二人のアーキビスト、アラヤ・ウムラム (Araya Umlum)、ピムピスト・エムイン (Pimpisit Em-in) である。

なおインタビューについてはSNAサイト^{*5}を参考にして追記したことを了承頂きたい。

一 開館までの経緯について

公文書館が設立されたのは、文部省芸術局が公文書館の業務を拡大し、地域の国立公文書館計画を策定したからです。スパンブリーに国立公文書館の設置を決めたのは、歴史的に重要であるスパンブリーが経済拡大にもポテンシャルが高く、行政の重要な中心地であると同時に、重要な国家記録の収集と保存の中心地だからです。言い換えれば、スパンブリー県は過去と現在の両方で歴史的に重要な土地です。公文書館の対象は、中央部12県に保有された政府機関の記録管理と写真、映像、ポスターなどの公文書資料などです。1998年にスパンブリーに国立公文書館の設置を決めました。そして1999年には公文書館制度に則った作業が始まり、2003年9月にシリントーン王女 (ラーマ10世の妹 1955-) によってSNAが開設しました。

一 公文書館法の成立は

2013年、使用が終了した政府公文書を体系的な収集スケ



筆者を囲んでアーキビストと館長



スパンブリー国立公文書館

ジュールの基に評価され、国の文化遺産として保存・研究に提供することを目的に国立公文書館法が公布されました。

一 公文書の管理運営についてのルールは

1983年には「記録保持に関する首相規則」、また1997年には「公式情報法・情報開示法」、2001年に「公文書保持規則」などの法律があります。近隣地域の行政機関に対して2021年施行の記録保持規則は、行政機関に対して破棄期限が終了した記録のリストをSNAに移管することを義務付けています。SNAは13の政府機関をカバーし、国営企業や民間部門から重要な文書の調査・保存にも協力し、またアーカイブズ業務に関する普及活動を行っています。またSNAは近隣のカンチャナブリー、チャイナート、ペッチャブリー、ペッチャブーン、ナコーンパトム、ナコーンナヨックなどの17県に保管されている公文書の破棄と移管を請け負っています。主な業務は下記4つです。

(1) 行政機関の文書業務の検討・点検・フォローを行い、保存

*5 <https://www.finearts.go.th/suphanburiarchives/categorie/history>

年限が到来した公文書が移管されると歴史的な価値を評価し、重要な文書をアーカイブ文書として選別し、リストを作成し、アーカイブの原則に従って適切に保管すること。

- (2) 重要な国家文書を受け取り、分析し、評価し、分類し、保存すること。
- (3) 重要な国家的行事を記録すること。
- (4) 研究サービスの提供とアーカイブ文書の出版などの他、アーカイブ作業に関する知識を学生などに広める活動や展示会、セミナー、館内ツアーなどのプロジェクトを予算に当てて進めることです。

— 職員向けの公文書管理の研修も大事ですね

公文書管理の研修についてもSNAが担当し、これまでに文書破棄と歴史文書の引き渡しに関する研修プロジェクトを開催しています。対象となる組織の職員向けの研修は定期的に行っています。

— SNAの職員について

ここでは12名の職員が働いています。その内、アーキビストは準資格者を含めて6名、その他事務職員6名です。アーキビストは移管された公文書の評価選別が主な仕事です。

— 1年間にどのくらいの文書がここに移管されますか？ また現在の保存量は？

1年間に移管される公文書の量は約120～240ファイルフィートです。現在、5千ファイルフィート保存しています。

(筆者注*1ファイルフィート (FF) とは30Fcmだから240FF=72FM=60～70万頁相当か)

— バンハーン元首相の記念館が隣接されていると聞きましたが、SNAとどのような関係ですか

第21代首相であるバンハーン・シラパーチャーの歴史と業績を展示するために設立され、SNAのスパンブリー国立公文書館の傘下にある機関です。後ほどご案内します。

インタビューの後に書庫などの館内を案内していただいたが、写真撮影は禁止された。比較的十分なスペースに整然と保管キャビネットや書庫が置かれ、少ないスタッフながら熱心に公文書の保存と公開に取り組んでいる様子を感じ取れた。1.5時間ほどの短い滞在であったが、行政文書が保存期間満了になるとSNAに移管されるルールが定められている仕組みは、後世への

説明責任を果たす上で重要である。また地域住民には歴史的価値ある文書の寄託も呼び掛けているようだ。開館して20年を超えるSNAだが、人々がもっと町の歴史に関心を持てるような常設展示が望まれると感じた。

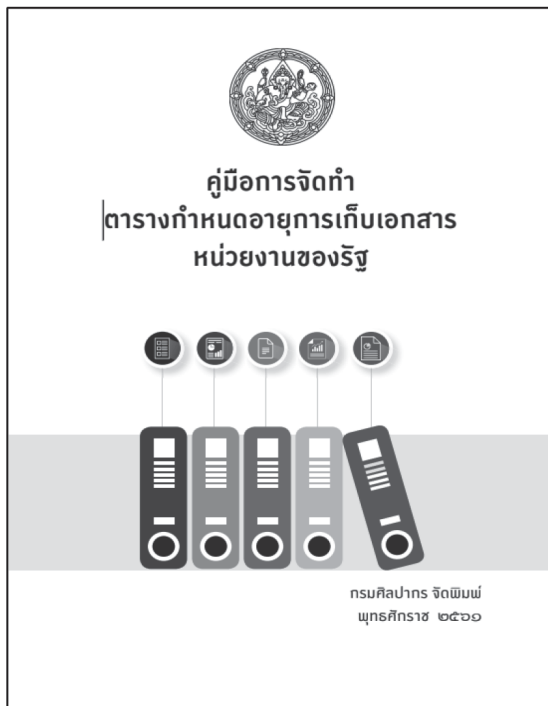
最後に頂いた冊子からもう少しSNAのことを紹介すると、SNAの目的は文化遺産の収集、保存、継承だけでなく、人々の学習の場を提供することである。そして文部省美術局は、これらを推進する政府機関であり、タイの芸術文化遺産の重要性を認識し、その保存や継承を推進している。このような活動は、北部、東北部、南部、東部、西部を含むすべての地域にわたって拡大され、地方分権と地方の繁栄に関する政府の政策と一致しているという。

つまり地域の人々に学習や研究のリソースを提供することにより、その価値と重要性を認識して地元の芸術と文化の継承が地元への誇りに結び付いていると考えている。言わばアーカイブズによる地方創生と言えよう。開館にあたり、シリントーン王女主催による式典では、ウライワン・ティエントン文化大臣が当時のプミポン国王(1927-2016 ラーマ9世)の芸術文化への深い理解に感謝をし、併せてスパンブリー県の人々が文化遺産を継承することで豊かな気持ちでいられることを述べていた。まさにタイ国王による国民と文化遺産への思いに支えられたSNAと言える。過去を見渡せば、隣国との戦いで歴史遺産を損失した過去があり、また自然災害や都市開発によって遺跡が破壊され、また保存が難しくなるケースも散見される中、後世への歴史的遺産を継承活動する11ヶ所の国立アーカイブズの設置にもつながっているようだ。

ISO15489に準拠した公文書管理のガイドライン

11の国立公文書館を中心に規律ある公文書作成から保存・移管・公開のルールを指導するガイドブックがこの本である。もう少し詳しく述べると、文部省美術局が編集した288頁で構成された同書は、公的機関で従事する職員向けに公文書の定義からはじまり、文書作成からアーカイブへのフロー、文書別保存期間(リテンション)、公文書管理システムの運用ガイドライン、廃棄の手順、文書の調査・分析などに至る幅広い内容となっている。

冒頭において「アーカイブズ文書」について次のように述べている。「効率的な文書管理は組織運営においてもマネジメントにおいても非常に重要です。勤務体制の整備や業務と同様に政



タイ語で書かれた公文書管理ガイドラインの表紙



タイ政府灌漑局の文書管理ワークショップの様子

府機関は文書管理システムを確立する必要があります。文書の作成、取得、保管、保守、破棄、配信までの標準があります。歴史的文書を国立公文書館に提出し、アーカイブ文書として選択する際の価値の検討と評価を依頼します。政府は事実を表現し、説明するアーカイブ文書の重要性を認識しています」と書かれ、文書は後世への説明責任としてアーカイブ文書となる重要性を訴求している。

さらに、「公文書の重要性」というテーマの中では、「公文書」を以下のように定義している。「公文書は、組織、個人、社会にとって重要なリソースである。1. 組織の業務管理や業務の効率化を支援するツール 2. 組織の使命、歴史、運営および開発計画の発展を示す証拠 3. 組織および個人の権利を保護するための証拠の参照 4. 組織活動の証拠であり、透明性を示す記録 5. さまざまな分野の調査研究のための一次情報源であり、それは文化のおよび知的遺産」と述べている。

政府機関が文書保存期間を指定する表の作成については、どの部門でも同じ方法で実施され、政府機関の効率的な文書管理を実現するために、歴史的証拠を残し、発展を示すのはアーカイブ文書の保存だと定めている。さらに、完全に組織の継続活動を維持するために国家知識の貴重な情報源となるよう

に務めることの大切さを以下のように強調している。「政府機関の文書の有効期限を正確に、かつガイドラインとして指定した表を作成することは文書管理をより効率的に実行でき、歴史的証拠である文書をアーカイブしなければなりません。それは組織の継続的な発展を示しています。アーカイブ文書は完全に存在し続け、国家にとって貴重な知識の源です」と。つまり、公文書へのアーカイブ化には組織活動の維持には欠かせないことである。

このような基本的なコンセプトの解説から始まり、総合文書管理システムの重要性と運用ガイドライン、基本的な文書管理解説、文書保管センターの運営、文書管理の研修、文書の保存期間のスケジュール化、文書の価値を評価と評価委員、組織の使命の調査と分析、文書および情報の調査、組織の文書の保存期間を決定するための表の作成などにまで細かな内容となっている。そしてこのガイドラインの適用は、全国国立公文書館が担当地区の行政機関職員に指導・研修されている。

最後に同書に記載されている「文書管理システムの重要性」を解説すると、優れた文書管理システムは組織の管理と運営に適うように設計され、組織には以下のメリットがあるという。

1. 組織の運営が継続的かつ効率的に行い、文書管理は組織

の情報、資産、企業の記憶であること。そして、体系的に管理され、失われることなく、役員や人事の管理や業務に直接活用できること。

2. 組織の文書管理が体系的に書類の作成・受信から送信、公開、保存、検索、機密文書の確保、廃棄による文書の処分と同様に貴重な文書を公文書館に移管すること。
3. 貴重な文書が組織から失われることはなく、継続的に使用が可能であること。
4. 組織の管理と運営における透明性を実証できること。
5. 文書管理業務のガイドラインがあれば職員の異動があっても引継ぎが容易にできること。

日本でも全国自治体に文書管理システムが導入されているが、起案・決裁を中心としたワークフロー機能の利用が多く、現用から非現用文書管理を対象に、歴史公文書の移管先である公文書館で活用できる連携したシステムの導入は多くはない。ところがタイでは文書管理システムによって適切な組織運営と業務の効率化を目指し、公文書館への円滑な移管までサポートする仕組みになっている。公文書のファイナルステージはいかに歴史的公文書を創出するかを念頭に置いた仕組みを構築している。

全体を通じてみると記録管理の国際標準と言われている「ISO 15489」を軸にしているようだ。それはタイの公文書管理が外部への説明責任の他、組織運営の透明化と組織内の意思決定プロセスを確保することを目指しているからだ。そして公文書に関する法制定、ガイドライン、全国国立公文書館の存在によって信頼性のある行政活動が継続され、後世を見据えた国家アーカイブ活動が国王とタイ国民をより一層親密な信頼関係を築いていると言えよう。

バンハーン・シラパーチャー展示館

スパンブリー出身の元首相バンハーン・シラパーチャー(1932-2016)はこの地において建設業などで身を起し、1976年下院議員となり国会にデビューを果たした。そして1995年に首相に就任した立身出世の人である。選挙区である地元スパンブリーに公共工事を誘致するなど地元の名士である^{※6}。町の公園内にはシリキット王妃の60歳の誕生日を祝して1992年に建てられた「バンハーン・ジャムサイ・タワー」(スパンブリタワー 123 m)が観光名所となっている。その業績を称える顕彰記念館がSNAの敷地内にあり、バンハーンの生涯を展示パネルなどから知ることができる。おそらく地元小学生にはバンハーンを学べ



バンハーン展示館



バンハーンの政治活動の展示(筆者撮影)

る歴史教育の場であろう。

ところでSNAはスパンブリー県の行政中心地に存在しているが、SNAを挟んで博物館と図書館が整然と配置されている。例えば、図書館で読んだ史話をSNAで調べ、博物館で関連文化財を鑑賞することができる。まさにMLAの知的拠点である。余裕ある敷地に面する道路には、中央分離帯のある片側2車線が伸びている。おそらくバンハーンの地元優先のインフラ投資の結果だろう。余談であるが筆者が「バンハーン首相は“動くATM”と言われたそうですが」とSNA館長に尋ねると、笑いながら「そんなことはないですよ」と返ってきた。蓄えた財産も半端でなかったと伝わる。

最後に、この「公文書管理シリーズ」が8年にわたり50回もの連載が続いたことに、JIIMA関係者並びに取材先の皆様に厚く御礼を申し上げます。

(敬称略)

※6 バンハーン・シラパーチャー - Wikipedia

複数の企業が叡智を出し合って日本企業の成長を支えていくERP「GRANDIT」

インタビュー

GRANDIT株式会社



<https://www.grandit.jp>

〒107-0052 東京都港区赤坂9丁目7番2号 ミッドタウン・イースト10階

・事業内容：情報通信総合サービス業

・資本金：9,500万円

・設立：2003年10月

GRANDIT株式会社の歩み

GRANDIT株式会社（以下、GRANDIT）は、2003年当初はインフォバック株式会社という名前で、GRANDITコンソーシアムを設立したことから始まります。当時は外資系のERP（Enterprise Resources Planning）が活発で、大手企業を中心にその子会社に展開されるような流れがありました。

GRANDITは親会社がユーザー系のシステム企業であり、現在GRANDITを推進しているコアメンバーもERP事業やグループ子会社の情報化を支援する部署に所属していました。GRANDITの検討を開始した2000年頃は多くのユーザー系システム企業は、グループ内だけではなく外部に向けても新たなビジネス展開をしていく時代であり、そこで新しい事業を企画することになったのですが、外販ビジネスを独り立ちさせていくのはなかなか難しいものがあります。そもそも競合となる外資系ERPベンダーや国内の業務ソフトベンダーは何十年も前から同様の事業を展開していたので、最後発のERPベンダーがシェアを獲得するのはかなり難しいと考えました。そこで、おそらく他のユーザー系のSier（システムインテグレーター）も同じような悩みを持たれているだろうと考え提案、共同で各社の叡智を集めて、自分たちでメインとなるパッケージを自ら作ろうというのが、このGRANDITコンソーシアムの始まりです。

GRANDITコンソーシアムとは

次世代ERPコンソーシアムとして、顧客視点に立ち、日本企業に最も適し、最新技術基盤を採用したERPパッケージソフトを開発するために組織されました。

GRANDITコンソーシアムに参加する各社は、事業の中核を支えるプライムパートナーとして、GRANDITを中核としたビジネスソリューションを提供しています。各社はそれぞれ自分たちの業種に強みを持っているところが多く、それらのノウハウも集めて共同開発をしよう、ということもこのコンソーシアムの一つのポジションになっています。そして2004年10月にGRANDITを発売、また2012年にはブランド統一のため社名もGRANDIT株式会社に変更しました。

製品名については、パートナー企業も含めていろいろ案を出し合って議論し、最終的に決まったのが「GRANDIT」です。

この名称のイメージは英語のGRAND（偉大な）とIT（情報技術）を組み合わせた造語であると同時に、フランス語で植物を生長（成長）させるという意味もあります。そのため、イメージカラーを緑とし、当初のプロモーションでは大きな木のモチーフにも使っていました。コンソーシアムの中でのGRANDITの役割は、GRANDIT事業の推進母体として全体のブランディングやコンソーシアムの運営、お客様のニーズを吸い上げて製品

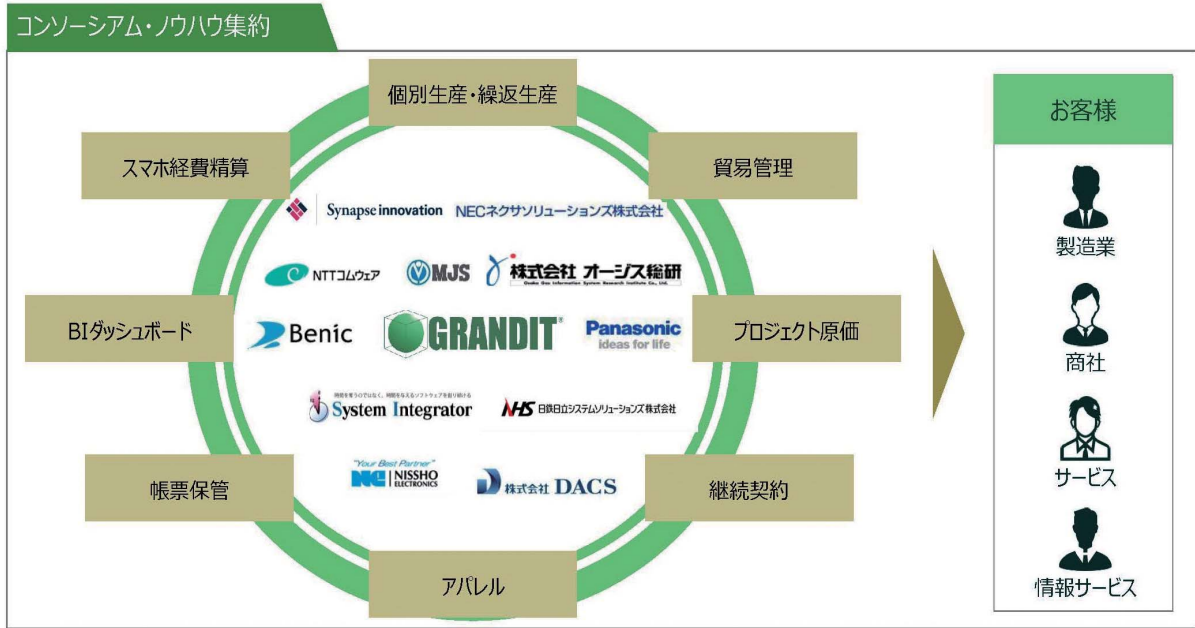


図1 ノウハウ集約型 コンソーシアム方式

のレベルアップや保守を担い、製品を継続的に生長(成長)させることにあります。

進化系ERP「GRANDIT」と「未来をみる」
統合型ERP「GRANDIT miraimil (ミライミル)」

製品としての進化系ERP「GRANDIT」は、現在1400社以上

の企業が導入している日本の商習慣や法制度に適合したサービスです。加えてパートナー各社が自社のノウハウを集約した「業種テンプレート」と合わせて導入することで、製造業や商社・卸売業、サービス業やプロジェクト管理といった様々な業種、業態での高い適合性を持っており、幅広いお客様が導入しています。

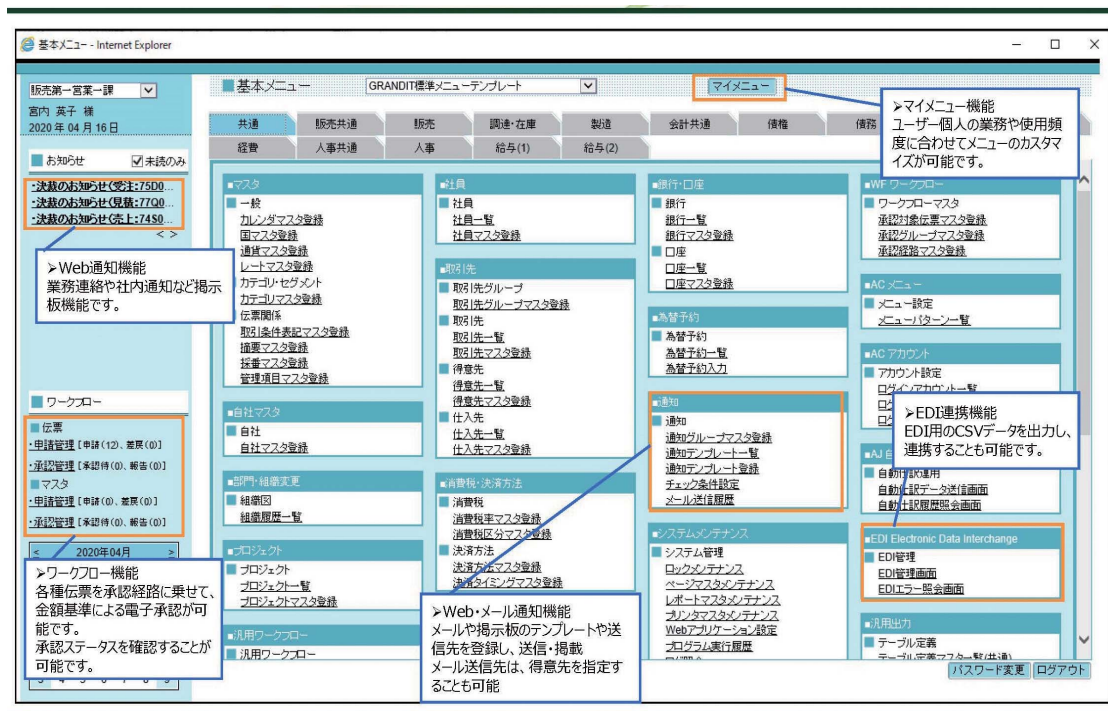


図2 進化系ERP「GRANDIT」メニュー画面

例：【受注入力画面】

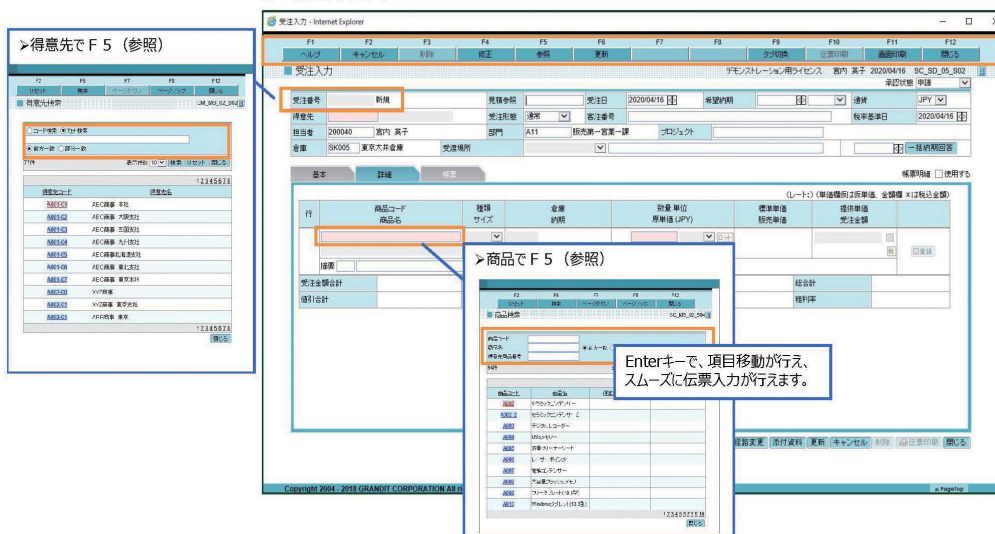


図3 入力画面では、優れた操作性が実現されている

① 中小企業向けの統合型ERP

基幹業務10種類を事業拡大に応じて自由に組み合わせが可能

✓ 部署横断の一元管理により、業務の無駄を省き、効率化を促進



図4 “未来をみる”統合型クラウドERP「GRANDIT miraimil」

導入にあたっては、カスタマイズなどでお客様のオーダーメイドのご要望にお応えする事ができますが、その際も得意業種の導入ノウハウが豊富なパートナー企業をご支援しパートナー企業のノウハウをプラスアルファすることで、最適な形でERP導入を進めることができます。これこそが、共同企業体であるコンソーシアムのメリットの一つです。

2021年10月にサービス提供を開始した、クラウドERP「GRANDIT miraimil」は、ERP「GRANDIT」のノウハウを中堅・中小企業向けにパッケージングしたサービス型の統合ERPで、基幹業務10種類を自由に組み合わせる統合利用が可能なクラウドサービスです。業務効率化を目指しERP導入を検討する企業が、安

価でスピーディーに導入できるのが大きな特長です。

また、「miraimil」では、お客様の業種、業態にあわせて、製造業、商社・卸売業、サービス業、情報サービス業やプロジェクト型のビジネスを行っている業態に適合したモデルを事前にご用意しているため、お客様のご利用形態に合わせて、導入企業の潜在能力をUPし、お客様のご利用形態に合わせて、導入企業の潜在能力をUPし、お客様の“経営”と“業務”に寄り添いながら、ビジネスの競争力を強化します。そしてより一層お客様満足度の向上を目指して、高い利便性と低いTCO (Total Cost of Ownership) を実現する、統合型の“未来形”ERPを提供しています。

JIIMAへの入会理由と期待

電子帳簿保存法は、経理システム等を導入し業務効率化を図る企業において避けては通れない道です。GRANDITにおいても自社の製品が電子帳簿保存法をクリアしていることをアピールする必要性を感じ、JIIMA認証(電子帳簿ソフト法的要件認証)取得する過程でJIIMAの存在を知りました。また、JIIMAでは法的緩和の推進や政策提言、電子帳簿保存法に関連する解説書の作成といったベンダー企業が望んでいることをしっかり活動していることを知り、今後も継続されていくと考え入会しました。

またGRANDITとしても、電子帳簿保存法に関する最新情報をキャッチアップしてお客様にも提供したいと考えており、JIIMAの中でいろいろな情報・意見を収集し、日本の社会全体が成長できるよう有益な情報を発信していきたいと考えています。



私共GRANDIT株式会社は、その企業理念である「ビジネスの可能性を拡げ」、「お客様の企業価値を最大化」、「満足していただく」の実現に向けて、ERP「GRANDIT」、クラウドERP「GRANDIT miraimi」のさらなる進化を進めてまいります。

GRANDIT株式会社 事業統括本部 副本部長 高橋 昇氏

新刊 令和5年度税制改正対応

効率とコンプライアンスを高める
e-文書法 電子化早わかり

参考資料満載！

- 電子帳簿保存法 取扱通達解説 (趣旨説明)
- 電子帳簿保存法 一問一答
- 事務処理規程 / 電子化保存規程
- 電子帳簿保存法 法的要件認証制度 (JIIMA認証)

公益社団法人
日本文書情報マネジメント協会
法務委員会 編

令和6年3月25日 発行
B5判 328ページ
ISBN 978-4-88961-022-2
価格 3,300円 (税込)

◆ お問い合わせ・お買い求め

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA)

<https://www.jiima.or.jp/> 「JIIMAの活動」→ 出版物・販売物 より

第64期事業計画書

(自 令和6年4月1日～至 令和7年3月31日)

昨年5月に新型コロナウイルスの感染症法上の分類が2類から5類に移行され、かつての日常が戻ってきました。以降テレワーク比率が減少した企業や団体が多いようですが、デジタル技術自体は勤務形態に関わらず日々進化しています。その変化に対応できたところと対応できていないところでは、これから大きな差が表れることでしょう。

第64期の事業計画ですが、協会全体としては「JIIMAビジョン2020」の実現を目指して、1) DXの加速をリードすることに貢献、2) 文書情報マネジメントにおけるAIの活用とリスクの見極め、3) 財政基盤の安定化に取り組みます。

1) は、各委員会が JIIMA ビジョンとの関連を意識して計画策定を行っていますので、後に記載の各委員会計画で確認してください。

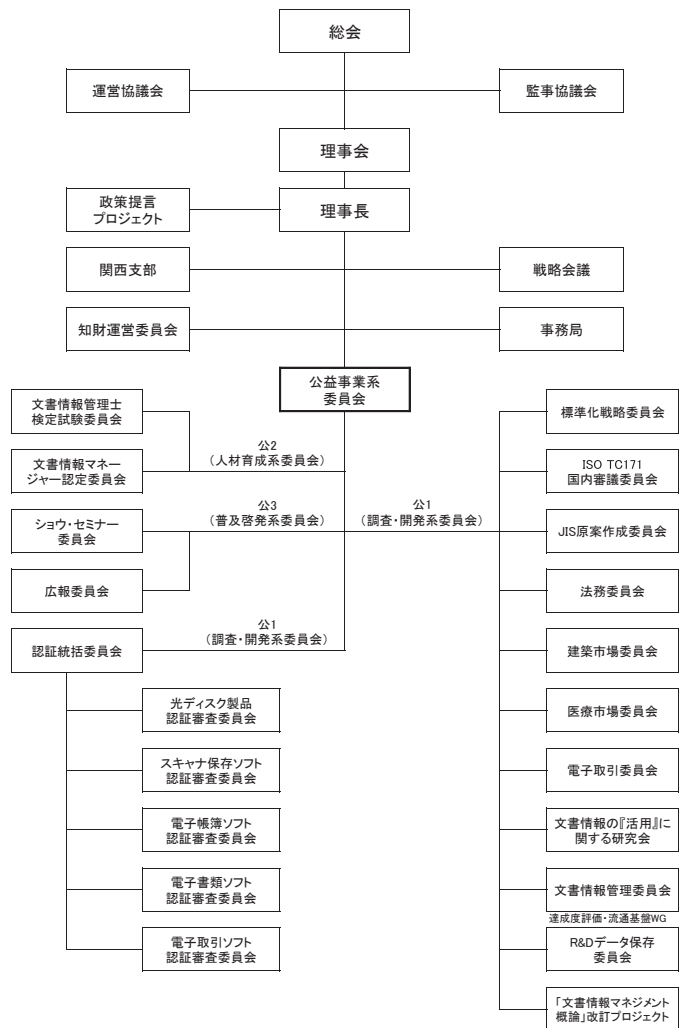
2) は、AIの活用と注意すべきことについて、文書情報マネジメントの観点から取り組みます。価値創造のためには、情報を集めて分析し仮説を作らなければなりません、それを行うためにはその前段階として、情報を使える状態で整理することが必至です。人手不足が深刻化するなかで、情報収集及び情報整理に生成AIの活用が進むと考えられます。ユーザの現場で活用が進むと各委員会のテーマもAIを避けては進められません。AIはDXのために欠かせない要素として期待できる反面、さまざまなリスクが指摘されています。2) は、それらを考慮してAIに関する議論を深めることを狙っています。

3) は、公益目的事業を安定して継続するために必須のことですので、事業継続に必要な経費を生み出せるよう協会ミッションに照らして事業ポートフォリオを管理します。社会から信頼を得ている「電子帳簿保存法対応ソフト法的要件認証制度」を核として、そこから組織で必要とされる文書情報マネジメントの普及・啓発に繋がる事業の可能性を探索し、調査開発系事業の経費を賄える構造の維持を図ります。

デジタル化の進展は、文書情報マネジメントの置かれた環境に大きな変化を与えています。紙文書及び電子化文書が対象であった時代の文書情報マネジメントは現在でも必要ですが、現在の文書情報マネジメントは、かつてのそれを含みながらもそれとは不連続に発展し、別物になっていると考えることが正し

い捉え方といえます。デジタル時代の文書情報マネジメントは、情報技術、情報セキュリティ、リスクマネジメント、事業継続、組織のガバナンスなどの全てがバージョン・アップされた環境の中で行われるという認識をもって、JIIMAは今期の活動に取り組みます。

JIIMA第64期組織図



令和6年3月21日現在

JIIMA 委員会紹介

(64期)

2024年第64期のJIIMAにて活動する委員会を紹介します。

(敬称略)

調査開発系委員会

標準化戦略委員会

担当理事 ひろせ しょういち 廣瀬 陽一

委員長 いとう やすき 伊藤 泰樹

人数 13名

活動概要

信頼できるデジタル文書情報流通の実現を目指し、以下の活動を行っています。

- ・文書情報マネジメントに関する規格化方針を策定・関連規格 (ISO、JIS) の提案、開発、維持及びガイダンスの作成

第64期活動計画

- ①経済産業省 受託事業「文書及びデータの信頼性を維持した相互運用性に関する国際標準化」
ISO/TC171総会での規格化方針案 (ホワイトペーパー) の審議
その結果をもって、NP提案する。
海外ヒアリング調査の実施。
ISO/TC171総会2024の日本 (東京) 開催
- ②規格開発事業
 - ISO規格開発および維持作業
TC171/SC1 文書情報マネジメント関連
・4669-2 (文書の分類 (機密性分類) とその運用を適用したシステムの要件) : ISの発行
・ISO/PWI TS 24574, WGへの参加
 - JIS規格の開発、維持作業
JIS原案作成委員会の構成
JIS 4669-1 JIS化
JIS Z 6016 : 2015改正
 - 標準化の普及
業界規準や技術ガイドを維持・整備する。
標準化動向に関する解説
・JIIMA HPを活用した規格概要および規格開発状況の掲示

法務委員会

担当理事 みやち ゆういち 宮地 優逸

委員長 なかだ ひであき 中田 秀明

人数 19名

活動概要

1. 電子帳簿保存法の課題把握・改善提案
利用状況の把握と改善点の検討・担当官庁等への提案
2. 電子帳簿保存法の普及/啓発活動
 - ①書籍 (e-文書法電子化早わかり) の発行/改訂
 - ②ガイドライン (電子取引・電子化スタートブック) の発行/改訂
 - ③セミナーによる分かり易い発信・普及
3. JIIMA 認証制度 (電子帳簿保存法関連) 機能チェックリストの作成/改訂
法務委員会内のワーキング活動で実施

第64期活動計画

- ①国税庁との協力および提言
次期税制改正に向け、過去の課題と改善要望を基に情報交換を実施する。法令、通達、およびQAに対して、実際の業務やシステム運用に合致する方向で提言を行う。
- ②普及活動、情報発信 (移行認定申請事業との関連)
これまでソフトウェアベンダー向けの情報発信が中心であったが、今後はソフトウェア利用者向け情報の充実を図る。
 - ・JIIMA 認証サイトのリニューアル
 - ・FAQやガイドライン、早わかり等の情報発信
 - ・ソフト利用者へのアンケート収集 等
- ③他委員会とのコラボレーション企画

建築市場委員会

担当理事 そのべ まさや 園部 昌也

委員長 はしもと たかし 橋本 貴史

人数 7名

活動概要

建築設計図書への押印廃止に伴う JIIMA ガイドラインの改訂発行

- ・2017年12月8日にVer.1.0(初版)を発行し、2018年(Ver.1.1)、2019年(Ver.1.2)とマイナー改訂を実施してきたJIIMAガイドラインを、2021年9月1日の建築士法改正(押印不要)により大幅な改訂を行う
- ・全国の建築士事務所を統括する一般社団法人日本建築士事務所協会連合会(日事連)と共同で開催してきたガイドライン普及のための動画説明会を通して上がってきた現場事務所における要望や意見を取り入れることで、より分かり易い現場寄りのガイドラインとして改訂発行する
- ・日事連の会員企業へのアンケートで、法改正(押印不要)による建築士事務所の図書管理への影響を広く収集し、事務所における電磁的記録管理の適正管理を浸透させる
- ・国土交通省建築指導課との連携により設計図書の電磁的記録の真正性、完全性の確保に関する共通認識を形成する
- ・設計図書作成ツールとしてCADからBIMへの移行トレンドに対して、情報収集と次世代の設計図書管理に関する研究を行う

設計図書への押印不要は建築士事務所、特に設計図書を作成、管理する部門においてはインパクトのある法改正となった。業務処理上は処理プロセスの簡素化が図れる一方、図書の法定保存義務に対して、その原本の特定や保存期間内における改ざん防止策の措置等、事務所開設者には法令遵守と訴訟対応としての自己防衛対策を厳格に講じる必要性が出てきた。建築市場委員会ではそのような現場の課題を解決し、かつ電子化を押し進める方向性を強く打ち出していくことが求められていると考えている。

第64期活動計画

- ①「建築設計業務における設計図書の電磁的記録による作成と保存のガイドラインVer.2.0」の普及浸透活動
 - ・JIIMAセミナー(ウェビナー)での情報発信
 - ・業界主要4団体への動員に向けた活動(2024年3月～)
 - ・アンケート等による評価、実態調査
 - ・関連団体との関係強化に向けた活動
 - ・JIIMAの認知度向上と、共同研究会等の立ち上げ企画
- ②国土交通省との関係強化
 - ・住宅局建築デジタル推進の情報収集
 - ・デジタル推進官との関係構築(BIM推進関連)
 - ・同省DX系プロジェクトの情報収集
- ③BIM関連の情報収集

R&D データ保存委員会

担当理事 おかだ やすし 岡田 泰

委員長 うえはら さゆり 上原 小百合

人数 15名

活動概要

当委員会は、測定機器データの再解析を目的とした長期保存に取り組んでいます。測定機器の長期保存ガイドライン、技術ガイドブック、及びパッケージ化ツールを提供しています。

これらの普及に向けて、

- (1) 長期保存パッケージ適用時の運用手引きを充せると共に、
- (2) 長期保存パッケージの適用対象機器の拡大に取組み、
- (3) また、活動の幅を広げるべく機器メーカー・関連団体との連携強化を図ります。

第64期活動計画

- ①測定機器データの長期保存ガイダンスの改訂
MS機器データの相互運用試験結果を受けて、10月までに長期保存ガイダンスを改訂する。また、技術ガイドブック及び運用ガイドブックへの影響を精査し、必要があれば改訂する。
- ②測定機器データの長期保存ガイダンス、技術ガイドブック、運用ガイドブックの広報活動
11月のデジタルドキュメントセミナーにおいて、改訂版長期保存ガイダンス及び運用ガイドブックの紹介を中心とした講演を行う
- ③測定機器データの長期保存運用ガイドブックの英語版発行
12月に発行した長期保存運用ガイドブックの英語版を年内に発行する
なお、既刊の長期保存ガイダンス、長期保存技術ガイドブックについては、既に英語版を発行済みであり、日本語版の改訂に合わせた改訂を行う
- ④JSQA L3 とのリエゾンの継続
MS機器データの相互運用試験結果を踏まえ、リエゾン活動を通じて当局の意向に関する情報収集を行う

医療市場委員会

担当理事 おの ほら よしひろ
小野原 義浩

委員長 わたなべ かつや
渡邊 克也

人数 13名

活動概要

- ・医療情報電子化運用促進
- ・医療情報の電子化を促進する運用規程書（解説書）の作成
- ・医療情報電子化の取組み事例の収集と公開
- ・医療分野における ECM ニーズの把握と検討

医療情報の電子化を促進するガイドラインを作成し、JIIMAのホームページで公開していくことで、JIIMA会員をはじめ医療機関関係者やメーカー・業者等の方々に活用いただくよう活動しています。

第64期活動計画

①テーマ

「処方箋の電子原本管理に関する規制緩和（明確化）検討」（継続）

②背景と目的

電子処方箋の運用が令和5年1月26日に開始された。紙から電子への移行の際に現在薬剤師法で義務化されている調剤済み処方箋の原本保管が課題となる。医療市場委員会としては、処方箋のペーパーレス化推進に大きく寄与することを目的とすることで、JIIMAビジョンに則り、文書情報マネジメントの実践を通じてDXの加速をリードする。

③計画

「診療録等を電子化し保存する場合のセキュリティガイダンス Ver.1.0（2021年3月）」の改定

サイバーセキュリティが強化されたことを受け、以前医療市場委員会で発行した「診療録等を電子化し保存する場合のセキュリティガイダンス Ver.1.0（2021年3月）」を改定する。

（特記事項）

- ・検討内容に、処方箋（紙、電子）の保管場所についての要求事項の整理・解釈を行い、その内容をガイダンスに含める
- ・厚生労働省安全ガイドラインのみならず、併行して改定された総務省・経産省「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」（令和5年7月7日改定）の要求内容も取り込む
- ・上記総務省・経産省 事業者ガイドラインの別紙1にある「ガイドラインに基づくサービス仕様適合開示書及びサービス・レベル合意書（SLA）参考例」の調剤済み紙処方箋の電子化、保管等を委託する場合のSLA例を作成する
- ・ドラフト版に対する薬局等関連機関への意見収集（WEB、訪問ヒヤリング）継続実施
- ・完成後、ガイドラインの周知、広報活動（JIIMAセミナー、外部講演等）
- ・厚生労働省への球出し実施（意見具申、パブコメ投稿）

電子取引委員会

担当理事 そが わ た か し
十川 孝志

委員長 にしやま あきら
西山 晃

人数 13名

活動概要

電子取引の適切な利用に対するガイド、政策提言の検討

- ・ユーザー向けの普及啓発ツールである「電子契約活用ガイド（電子契約のススメ）」への実践事例拡充と更新
- ・電子契約に関する技術や法律について、より専門的な情報を取りまとめた「電子契約ガイドライン」の作成に向けた草案の取り纏め

電子契約が業務の効率化やコスト削減に寄与する仕組みであるということは、多くの企業で認知されつつある実感はありますが、一方で電子化を進める場合、最終的に何に注意すればよいのか、本当に大丈夫かといった判然としない不安感が払拭できていない印象もあります。そんな中でも実際に実践している業界や企業の多くの事例を収集・発信し、安心や信頼を支える根拠を示しながら電子化の普及促進へつながるよう活動を進めて参ります。

第64期活動計画

① 電子取引に関するユーザー企業向け解説書の作成

第63期において「電子取引に関連する調査・研究・普及活動」で調査した内容を基に、JIIMA ビジョンで掲げた「文書情報マネジメントの実践を通じて DX の加速をリードする」を念頭に置き、電子取引に関するユーザー企業向け解説書を作成する。

② 情報発信

①の解説書完成後の普及啓発（セミナー、動画配信）

他の団体との意見交換、交流（電子取引解説書をふまえ）

文書情報の『活用』に関する研究会

担当理事 ひさだ まさと 久田 雅人

委員長 いしい あきのり 石井 昭紀

人数 5名

活動概要

デジタルデータの利活用については、データの蓄積・ツールの改善に加えて社会全体のデジタルトランスフォーメーションの機運がありその期待は日々高まっています。また文書情報にはその他のデータ一般とは異なる性質や、独自の管理手法の文脈があります。文書情報ならではの『活用』の取り組み方について検討を進めていきます。

「デジタル時代の文書情報管理業務に関する提言」につきましては、HPからご確認ください。

<https://www.jiima.or.jp/committee/chousa/>

第64期活動計画

- ①文書情報マネジメントに関する技術・市場調査に関連して、以前ECM委員会で行っていた米国AIIMのカンファレンスイベントへの調査員の派遣を行う。
- ②文書情報マネジメントに関する情報の収集と提供及び政策提言に関連して、これまでに作成してきた「文書情報の活用に関する成熟度モデル」をベースに、各企業組織の成熟度を判定するための質問表を使った本調査を実施、その結果の分析を行う。
- ③上記2つの活動を通じて収集した情報を整理し、普及啓発に繋げるため、報告書を作成する。

文書情報管理委員会

担当理事 おおた まさゆき 太田 雅之

委員長 ばば たかし 馬場 貴志

人数 11名

活動概要

- ・文書・記録管理の重要性を訴求する普及啓発
- ・情報の発生・取得から廃棄・リサイクルに至る「文書・記録管理」に関するコンテンツの充実
- ・JIIMA 電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証機能リストの作成・改訂
- ・「文書管理達成度評価チェックリスト」による文書管理実施状況の実態調査

文書情報マネジメントの国内実態調査(2017年2月)の結果を受けて、企業の文書管理水準の向上のため、「文書管理達成度評価チェックリスト」を作成しました。現在、企業サンプル調査を実施しており、達成度評価をフィードバックしています。将来は文書管理達成度の指標として統計情報にまとめて公表したいと考えておりますので、関心がある方、企業のご協力をお願いいたします。

第64期活動計画

- ①文書管理達成度評価
 - 1) 簡易版文書管理達成度アンケートWeb版の回答結果のまとめ、分析
 - 2) 文書管理達成度評価を促進するため解説書作成(仮)
 - 3) 文書管理達成度評価データの収集
調査機関に外部委託し、最低50社できれば100社の情報を収集する。
 - 4) 3) のデータを分析し、日本における文書情報管理達成度の傾向と今後JIIMAとしてどのような活動をしていくべきかを分析しレポートを作成する。
- ②文書情報流通基盤
 - 1) 「文書情報流通基盤基本要素定義ガイドライン」の解説を、JIIMAセミナー、文書情報マネージャー勉強会等で実施し、利用者から意見収集を行い、技術仕様策定メンバーを募る。

「文書情報マネジメント概論」改訂プロジェクト

担当理事 かつまる やすゆき 勝丸 泰志

プロジェクト
リーダー ひろおか じゅん 廣岡 潤

人数 9名

活動概要

当プロジェクトは、人材育成系委員会と調査・開発系委員会を横断した有志メンバーにより昨年12月に発足し、次期教科書改訂に向けて以下の内容について議論をしています。

- ・これからの文書情報マネジメントのスコープ明確化
- ・文書情報マネジメントにかかわる人材像(文書情報マネージャー、文書情報管理士など)の再定義
- ・文書情報マネジメントにかかわる知識/スキルの体系化
- ・各々の人材に要求される知識/スキルの明確化

第64期活動計画

第64期は、1Qに目次、記載事項、執筆者を確定次第、3Qにかけて執筆とレビューを実施し、2025年3月末に改訂版を発行する。

全体のボリュームは、200ページを想定する。
原稿は、現行教科書(170ページ)の60ページ分を流用、80ページ分を改訂、60ページを新規執筆での対応を予定する。

なお、執筆に関しては、可能な限り会員に委託する。

認証統括委員会

担当理事 かつまる やすゆき 勝丸 泰志 委員長 かつまる やすゆき 勝丸 泰志

活動概要

- ・ 認証審査事業の統括

JIIMAの認証審査事業を統括管理する機関として機能します。各審査委員会による審査が適切に実施されているかを定期的に確認し、認証審査結果に関して生じた諸問題のうち各審査委員会で対応できない問題について、対応策を検討し理事会に答申します。また、認証制度の在り方についても必要に応じて検討し、理事会に提案します。

第 64 期活動計画

- ・ 「機能チェックリスト」改訂要否
- ・ 現認証制度の課題洗い出しを行い、必要があれば対応計画を策定する。

光ディスク製品認証審査委員会

委員長 いりえ みつる 入江 満 (大阪産業大学教授)

活動概要

- ・ アーカイブ用光ディスク製品認証業務に関連する事項の審査
- ・ アーカイブ用光ディスク製品認証制度に関わる規程等の審議、制定

アーカイブ用光ディスクと記録ドライブの組み合わせによる申請は、ほぼ一段落していますが、新たな製品の申請については、機会を見つけて企業等に申請を勧めています。品質を認証することでアーカイブ用光ディスク製品が広く普及するよう、認証制度の認知度の向上を図ります。

第 64 期活動計画

- ・ 製品バリエーション追加 1件
- ・ 製品ターミネイトに伴うロゴ認証契約終了

スキャナ保存ソフト認証審査委員会

委員長 てづか さとる 手塚 悟 (慶應義塾大学教授)

活動概要

- ・ 電帳法スキャナ保存ソフト法的要件認証業務に関連する事項の審査

電子帳簿保存法第4条第3項の国税関係書類のスキャナ保存制度に準拠したソフトウェア製品の認証事業です。

第 64 期活動計画

- ・ 第64期以前からの審査仕掛り件数：3件
- ・ 第64期新規申請見込件数：30件
- ・ 第64期更新・延長申請見込件数：13件

電子帳簿ソフト認証審査委員会

委員長 さかい かつひこ 酒井 克彦 (中央大学法科大学院教授)

活動概要

- ・ 電子帳簿ソフト法的要件認証業務に関連する事項の審査

電帳法第4条第1項の国税関係帳簿の電子保存制度に準拠したソフトウェア製品の認証事業を平成30年度から開始しています。

第 64 期活動計画

- ・ 第64期以前からの審査仕掛り件数：2件
- ・ 第64期新規申請見込件数：13件
- ・ 第64期更新・延長申請見込件数：8件

電子書類ソフト認証審査委員会

委員長 さかい かつひこ 酒井 克彦 (中央大学法科大学院教授)

活動概要

- ・ 電子書類ソフト法的要件認証業務に関連する事項の審査

電帳法第4条第2項の国税関係書類の電子保存制度に準拠したソフトウェア製品の認証事業を令和3年度から開始しました。

第 64 期活動計画

申請件数がやや減少しておりその傾向を反映しています。

- ・ 第64期以前からの審査仕掛り件数：9件
- ・ 第64期新規申請受付見込件数：15件
- ・ 第64期更新・延長申請見込件数：8件

活動概要

・電子取引ソフト法的要件認証業務に関連する事項の審査
電帳法第7条の電子取引 取引情報の電子保存制度に準拠したソフトウェア製品の認証事業を令和3年度から開始しました。

第64期活動計画

令和5年改訂により新規・更新の申請件数は現状が継続すると見込んでいます。
・第64期以前からの審査仕掛り件数：64件
・第64期新規申請受付見込件数：70件
・第64期更新・延長申請見込件数：30件

JIIMA ビジョンのダウンロード版を改訂しました

～ DX を加速させる文書情報マネジメント～

改訂版のダウンロードはこちら

<https://www.jiima.or.jp/about/vision/>



ビジョンに込めた思い

業界団体である JIIMA は日本の社会及び日本の企業が生産的であって、個人としては、豊かさや幸せを感じられ、若い人たちも将来に対して希望が持てる、そのような社会の実現に役立ちたいと考えています。

「ビジョンの達成を通して社会に貢献すること」として効率的で持続可能であって、すべての人が必要な時にデジタル技術の支援を得て、自由な働き方を選択し、時間や場所の制約なく仕事ができ、効率的でかつ人間らしい生活を送れる社会の実現がビジョンに込めた思いとして裏にあります。

JIIMAのミッション、バリュー、ビジョン

ミッション

文書情報マネジメントの普及啓発に関する事業を行い、
文書情報の利用者に貢献するとともに
関連産業の振興を図る

バリュー

倫理観
会員同士のつながり
関連業界同士のつながり
技術環境の変化への適応

ビジョン

日本のあらゆる組織の価値を高めるために、
文書情報マネジメントの実践を通じて
デジタルトランスフォーメーションを
加速するようにリードする協会

文書情報マネジメントが機能していると

- ① 業務管理、知識管理、危機管理が適切に行われ、それらが組織文化として定着している
- ② 文化を育てる、歴史を残す、事実を残す、知恵を蓄えることを重視している
- ③ 文書情報マネジメントを重視する文化は、
-新常態においても新たな付加価値を創出している
-未来に期待が持てる社会を形成することに寄与する

文書情報管理士検定試験委員会

担当理事 ひろおか じゅん
廣岡 潤

委員長 むろい ひろゆき
室井 弘之

人数 8名

活動概要

- ・文書情報管理士検定の運営（年2回）
- ・文書情報管理士検定の制度設計、および見直し
- ・検定問題の作成、選定等、検定試験の準備、採点、合否判定
- ・受験対策セミナーおよび大学講座への講師派遣
- ・受験参考書の作成および改訂

文書情報はビジネスのさまざまな活動シーンにおいて活用されており、文書情報の生成・入手から廃棄までのライフサイクルの各フェーズにおいて、適切に管理することはビジネスを効率よく進める上で必要なことです。検定試験委員会では、セキュリティやコンプライアンス、プロジェクトマネジメント、法制度を含めた文書情報の活用・管理を行うための技術と知識を持った文書情報管理士を、試験制度を通じて育成することで社会に貢献しています。

第64期活動計画

- ①文書情報マネジメント概論改訂プロジェクトと連携を図りながら教育体系の見直しに向けた検討を行う。
- ②教科書改版に向けて出題問題の見直しを行う。
- ③計画数値
受験者数:1,000名、受験対策セミナー:350名、資格更新:500名(更新対象者1,010名のうち約半数と想定)

文書情報マネージャー認定委員会

担当理事 こくぼ あきこ
小久保明彦

委員長 うちだ としや
内田 俊哉

人数 9名

活動概要

- ・文書情報マネージャー認定セミナーの企画、開催と認定
- ・文書情報マネージャー認定制度の広報活動（HP、ブログ発信と講演）
- ・認定者限定の研究会の企画と開催
- ・認定者の生涯価値を高める企画検討

ユーザー企業向けとして経営の視点から求められる文書情報マネジメントが担える人材を輩出するために、2003年2月より認定制度が正式にスタートし2022年2月で31回の認定セミナーを開催してきました。現在まで980名を認定しています。2020年の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出以降は、これまでの東京中心の集合セミナーから、WEBオンラインセミナーに切り替えました。2021年度にはその運用も軌道に乗り、今では首都圏以外の方も多く参加いただいております。

新型コロナウイルス感染症対策としてのテレワーク、2025年の崖を乗り越えるためのデジタルトランスフォーメーション、改正電子帳簿保存法による電子取引の電磁的記録保存の義務化と、企業・組織を取り巻く環境がデジタルベースで大きく変化しています。本セミナーへも、総務部門やIT部門、現場部門だけでなく、経理部門、DX推進部等の業務改革推進部門からの受講が増えています。

本セミナーでは、文書情報管理の基本から応用まで、最新の動向も踏まえ、常に新鮮なコンテンツを提供しております。

本委員会では、単に知識を得るだけの資格セミナーではなく、同じ悩みを抱えている仲間との交流の場を持ちながら、受講生の課題解決に答えられないか、受講生の皆さんが直面している課題を一緒になって考えていける実践的なセミナーを目指しています。

第64期活動計画

- ①認定セミナー実施計画
 - ・Web認定セミナーを6、9、12、2月の計4回開催する(受験者80名/年目標)
 - ・アップデートセミナー(継続)、実務に取り組まれている認定者に必要な「時代の変化や新しい情報や知識を学ぶ場」を提供し、文書情報マネージャー認定の価値を高める
 - ・認定セミナー継続と拡大のための若手講師育成と、リスク管理としての講師バックアップ体制の拡充を行う(継続)
- ②認定セミナーのコンテンツ強化とアップデートセミナーの充実
 - ・教科書改訂PJとの方向性あわせや電帳法目的のシステム導入からのステップアップなど、時勢を考慮したコンテンツのアップデートを実施する(継続)
 - ・自治体向け公文書管理オプションセミナー及び認定者職場での文書情報マネジメント推進個別支援セミナーの企画検討を進め、第65期開催を目指す(新規)
- ③認定資格者への交流の場の提供
 - ・研究会(継続)：重要なテーマや旬なテーマの設定やリアル開催をとおして、認定者間の意見交換や意識向上に寄与する交流の場を提供する
 - ・交流サイト(継続)：研究会等に対する要望収集に加えて、行政機関所属の認定者から要望の高い行政文書管理チャネルを開設しSlack交流サイトを充実させる
 - ・委員会ブログ(継続)：旬なネタに関連づけた文書情報マネジメントの重要性の解説を実施し、ブログのアクセス数を増やすとともにセミナー等の集客につなげる
- ④外部PR活動
 - ・JIIMAウェビナーへの参加、認定者の現場事例などのベストプラクティス紹介、外部企業からの招待講演への積極参加などで、知名度向上をさせ集客につなげる(継続)

ショウ・セミナー委員会

担当理事 こばやし まさはる 小林 将治委員長 つちや ともたか 土屋 智孝

人数 5名

活動概要

JIIMA が主催する展示会及びセミナーの企画・運営
 ・デジタルドキュメント
 ・JIIMA セミナー

文書情報マネジメントに関わる旬なテーマをショウ・セミナーで広く発信し、業界全体の発展に寄与することが当委員会の

役割です。そのために委員自らが日々文書情報に関する情報を拾い上げ、特に最近では昨今話題となっている「AI関連技術への対応」を中心に情報収集をしております。その内容をデジタルドキュメント、JIIMAセミナーの企画に結び付けて、出展者のビジネス創出ならびに来場者へ有益な企画を行えるよう努めてまいります。

第64期活動計画

ショウ・セミナー委員会は、全国各地からの視聴が容易なウェビナーを春秋に開催する事で、文書情報マネジメントシステムや制度、関連する行政府の政策、国内外の先進的な事例などを広く普及啓発していく。

ユーザに実施したアンケートによると「文書情報管理の事例」や「生成AI」などの話題をより多く取り扱って欲しいとの声が多い。

ユーザの要望をイベント内容に活かし、文書情報マネジメントの最新情報を普及啓発する事で日本の文書情報マネジメントの水準向上を図っていく。

①オンラインイベントの開催

- ・2024年度開催予定イベント
 1. 6月 JIIMAウェビナー 2024開催
 2. 11月 デジタルドキュメント2024ウェビナー開催

②集客増加へ向けての施策

より幅広い層に訴求し、今後を見据えた最新情報を取り入れたイベントタイトルの工夫。

講演内容についてもJIIMAの強みである電帳法関連のほか、ユーザから要望の多い「文書情報管理の先進事例」や「生成AI」などの

注目キーワードに関する特別講演を検討。

今期実施したweb広告は一定の効果があったが、全体登録者は減少傾向にある。

64期は更なる集客増加のため、媒体選定や広告内容をブラッシュアップしていく。

③イベントに変化を持たせる開催方法を検討

コロナ禍は落ち着きを見せたが、JIIMAとしては全国各地へ広く発信する事が可能なウェビナー開催を基本とする。

しかしながら、ワンパターンに陥らぬよう、イベントに変化を持たせる開催方法の可能性を検討する。

※著名講師の招聘、イベント内でのライブ配信（質疑応答のような双方向性）など

スポンサー獲得目標

- ・JIIMAウェビナー 2024：10社
 <実績>2022年：15社、2023年：20社
- ・デジタルドキュメント2024ウェビナー：10社
 <実績>2022年：17社、2023年：14社

広報委員会

担当理事 かわむら たけとし 河村 武敏委員長 やまぎわ しょういち 山際 祥一

人数 8名

活動概要

文書情報マネジメントに関するJIIMA、(会員)企業、内外の法制度等の動向を、機関誌『IM』を通じて紹介することでJIIMAおよびその活動の社会の認知と理解を高めることを目的に活動しています。

- ・機関誌『IM』の発行
- ・規格、法令、技術の最新動向の解説と紹介
- ・JIIMA および各委員会の紹介
- ・成果物等の公表 JIIMA ホームページなどの広報機能の拡大

当委員会は、機関誌『IM』を偶数月の25日にサイトに公開しています。こちらでは、各委員会の活動紹介や文書情報マネジメントに関わる最新事例など、さまざまなテーマを広く普及・啓発することを目的に活動しております。

第64期活動計画

広報委員会は機関誌IM等の媒体を通じてJIIMAの認知度と文書情報マネジメントの普及、啓発を目的として活動する。

64期ではDXとAI等の技術による社会の変化を安全で利便性の高いものとする文書情報マネジメントの役割を社会に広め、人々がその利益を享受する一助となることを目指す。

(具体的施策)

- ①セミナー、展示会、各委員会の活動、文書情報管理士およびマネージャーの資格取得者の誌面での紹介、政策提言、ガイドライン、JIIMA認証、標準化活動、会員企業の取り組み、ケーススタディ、テックスタディ、セミナー、ベストプラクティス賞の事例、アーカイブ、海外事例、識者による技術解説等を紹介することで文書情報マネジメントの浸透と社会のDXの促進に寄与する。
- ②会員企業間の交流を促進することで業界の活性化の一助となるべく新規入会会員の企業紹介を実施してきたが、新規入会企業に限らず新しい取り組み等を始めた企業等を対象とすること等で、更なる活性化ができないかを検討する。
- ③IMで取り上げてほしいテーマのアンケートを実施することで読者の要望を探り、誌面の充実と新しい読者の獲得を目指す。
- ④文書情報管理士、マネージャー等の資格の受験者数の増加に寄与するよう他の資格との関連等、資格取得のメリットの記事化を企画する。
 尚、特に技術解説については文書情報マネジメントとの関連性、読みやすさ等を執筆者に事前に確認することとする。



KONICA MINOLTA

Giving Shape to Ideas

あらゆる
マイクロフィルム
形態に対応し、
情報の運用・管理を
支えます

PCとの接続で蘇る「マイクロフィルム=レジェンドメディア」からの情報の利活用が可能

多彩な機能と検索力を集約した マイクロフィルムスキャナー

PCと共にデスクトップに設置可能な軽量・小型設計のマイクロフィルムスキャナー。プリップ検索も可能になることでより快適な作業を実現します。また、タッチパネルにも対応する簡単・快適操作の専用アプリケーション「SL-Touch」も標準装備。省スペースと高性能を両立し、「マイクロフィルム=レジェンドメディア」の活用シーンを拡大します。

使用フィルムの形態に合わせて機種モデルの選択が可能

プリップ検索対応、正確な高速自動検索・ファイル出力

6.8x~105xの幅広いズーム&光学解像度430dpi



※写真はLS5200Bです。

Legend Scanner シリーズ

○FCモデル/LS5000F ○電動RFCモデル/LS5100R
○プリップ検索モデル/LS5200B

大切な貴重書や劣化図書などの原本を 傷めずに高品質でスキャンができる フェイスアップスキャナーシステム



出張スキャンにも対応
優れた可搬性

原稿に優しく劣化を防ぐ
LED光源採用

細部まで鮮明にスキャン
光学解像度400dpi

多彩な編集/加工が可能
アプリケーション搭載

フルカラー・フェイスアップスキャナーシステム

○アーカイブモデル/
ScanDIVA SD8800A
○標準モデル/
ScanDIVA SD8000G

ScanDIVA

「マイクロフィルム=レジェンドメディア」から 蘇る情報の利活用ができる最新鋭機

「Legend Viewer」

リーダプリンター機能/
スキャナー機能の
切り替えがワンタッチ

スキャンも、プリントも、
デジタルならではの
高速・高画質を実現

充実した便利機能と
多彩なオート機能で
操作が簡単



※写真はLV7100です。

A3スクリーン・A3プリンター搭載

LV7100

A4スクリーン・A3プリンター搭載

LV6100

各機種ともに高品質・高信頼性の国内生産

〈国内総販売元〉

コニカミノルタ ジャパン株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

<https://konicaminolta.com>

商品に関するお問い合わせは **0120-805039**

受付時間 9:00~12:00・13:00~17:00(土、日、祝日を除く)

電子帳簿保存法の普及・活用推進について

委員長からごあいさつ



なかだ ひであき
中田 秀明 アルファテックス株式会社 参与

2016年にJIIMAへ入会し、法務委員として活動を始め、今年で9年目に入りました。2019年より法務委員長として活動しています。私の会社は、お客様のバックオフィス業務をITやBPOを活用して改善・効率化することを事業としていますが、10年ほど前から電子化も一つの大きなテーマとなってきました。その際、JIIMAが文書情報のマネジメントや電子化の普及に取り組んでいることを知り、入会することにしました。法務委員が所属する企業でも、会計システム、各種の業務改善ソフトウェア・製品・クラウドサービスの構築・販売・提供やセキュリティ関連、コンサルティングなどさまざまな事業を行っていますが、いずれも電子化や電子データの活用を進めています。電子帳簿保存法に精通している税理士の先生方にアドバイザーとして入って頂き、現在、委員長・副委員長・委員17名・アドバイザー2名に事務局を加えた総勢21名で活動を展開しています。

委員会メンバー紹介

人数 19名 (委員50音順・敬称略)

担当理事	宮地 優逸 (株)PFU	委員	相馬 敬吾 (株)ハイパーギア
副委員長	益田 康夫 アンテナハウス(株)	委員	染村 哲也 (株)サニー・サイド
副委員長	橋本 裕之 JFEシステムズ(株)	委員	永杉 嘉昭 (株)PFU
委員	阿部 匡志 リコージャパン(株)	委員	中村 亮一 キヤノンマーケティングジャパン(株)
委員	猪俣 智子 JFEシステムズ(株)	委員	成田 丈夫 (株)日立ソリューションズ
委員	後藤 敬 アマノセキュアジャパン(株)	委員	細瀬 圭児 (株)日立ソリューションズ
委員	相良 直彦 セコムトラストシステムズ(株)	委員	水之江 祐樹 日本ICS(株)
委員	関塚 陽平 (株)インフォマート	アドバイザー	袖山 喜久造 SKJ総合税理士事務所・所長 税理士
委員	荘子 順 (株)TKC	アドバイザー	龍 真一郎 SKJ総合税理士事務所・税理士

前期(63期)の活動結果と報告

法務委員会では、文書情報マネジメントの法的要件に関する提言・普及啓発に取り組んでおり、その中でも法的要件が複雑な電子帳簿保存法を中心に活動しています。電子帳簿保存法は1998年に施行された法律で、これにより国税関係帳簿書類を電子データで保存することが認められるようになりました。但し、要件が複雑ということもあり企業・団体での活用がなかなか進まない課題がありましたが、ここ数年は何度か見直しが行われ、活用しやすい状況となってきました。

また、電子取引における電子データを紙に印刷して保存する方法の宥恕措置が2023年12月末で終わり、2024年からは原則認められなくなったことや、2023年10月からのインボイス制度が開始されたこともあり、より電子帳簿保存法が注目を集めており、法務委員会の活動もさらに幅広くなってきました。その中で、63期は以下の点を中心に活動を行いました。

1. JIIMA認証に関する活動 (JIIMA認証 機能チェックリストの作成・更新)

各企業・団体の方が電子帳簿保存法に準じて業務を行う場合の多くは、電子帳簿保存法に対応したシステムを利用しています。

その際、パッケージ製品やクラウドサービスの形態となっているシステムを選ぶことも多くなっています。これは、電子帳簿保存法は税法であるため、複雑な要件が多いということと、電子帳簿保存法を活用することで業務改善を進めたいということから、ソリューション(改善内容)がはっきりしていて、安価に利用できるパッケージ製品やクラウドサービスを導入する流れが広がっています。

ところが、各企業や団体の方が所属するグループや個人で、自分たちが利用しているシステムが電子帳簿保存法の法的要件を確保できているかを確認することは専門的な知識が必要となります。これでは、せっかく電子帳簿保存法を活用しようとする企業も少なくなってしまいます。そこでJIIMAでは、パッケージ製品やクラウドサービスを提供しているベンダーの申請をもとに、そのシステムが電子帳簿保存法の法的要件を満たしているかマニュアルを元に検査して、認証する活動を行っています。これは「JIIMA認証」と呼ばれており、認証製品にはJIIMA認証ロゴを付けることができ、システムを導入される企業や各団体の方も安心してご利用することができます。

JIIMA認証製品は、電子帳簿保存法の4つの区分(電子帳簿・

電子書類・スキャナ保存・電子取引)に分けて認証を行っています。2024年3月時点では、主製品+派製品ベースで4つの区分を足すと延べ600製品を超えています。このことから、電子帳簿保存法の活用が進んでいることが分かります。

法務委員会では、認証の論拠となっている機能チェックリストを作成して、認証制度を支えています。機能チェックリストとは、法令・施行規則・通達・一問一答を元に、電子帳簿保存法の要件を確保すべきシステム機能を定義してチェックリスト化したものです。こちらを元に認証が行われるため、非常に重要なリストとなります。

法務委員会は、月に1回定例会議を実施して各種活動を進めていますが、機能チェックリストの作成については月1回の活動では難しいため別途2つのワーキンググループを設置し、それぞれ数名が毎年7月～12月まで活動することで、機能チェックリストの作成や改訂版の更新を行っています。完成したチェックリストは、法務委員会等で複数個所のレビューを行い、理事会にて承認されたのちに公開されます。

63期では、電子帳簿に大きな変更があったため、機能チェックリストの更新にも時間を要しましたが、理事会承認後に申請されるベンダー・JIIIMA内で審査する機関等への説明会実施や意見交換も発生し、ワーキンググループのメンバーは特に大変だったかと思えます。また、チェックリスト作成・更新する時期だけでなく、その後、ベンダーからの質問やJIIIMA内外からの意見についても検討や回答することもあり、1年を通じて、JIIIMA認証に関わります。大変ではありますがそれだけ外部からも注目されていることもあり、ワーキンググループも法務委員会のメンバーもやりがいをもって取り組んでいると思います。

2. 「インボイス制度と電子帳簿保存法を踏まえた電子化ガイドブック」の公開

法務委員会には、大きく2つの活動があります。1つは民間企業や各団体の声を取り纏めて、担当官庁などへ改善要望を提言していく活動。もう1つは、電子帳簿保存法が複雑な要件も多く判断が難しいことも多いことから、分かりやすく纏めて、普及を促す活動です。

「インボイス制度と電子帳簿保存法を踏まえた電子化ガイドブック」は主に後者の活動であり、そちらもできるだけ分かりやすく纏めていますが、やや専門性が高く、若干ページ数も多いものとなっています。内容としては表紙も含めて12ページの絵やイラスト・表をメインにしてまとめたもので、最近では「インボイス制度」と「電子帳簿保存法」は、企業や各団体にとっては必要な情報と

なりますが、意外に、この2つを組み合わせたガイドブックが世間にはあまりないことから、法務委員会で作成しました。

このガイドブックは法務委員会の各メンバーが、それぞれの視点から意見の発信・交換をしながら数ヶ月に渡ってまとめたものであり、JIIIMAのウェブサイトから無料でダウンロードすることができます。なお、この一冊のガイドブックにまとめる過程の中で、この言葉や単語、言い回しは人によって捉え方が違うのだなといったさまざまな学びがあり、ガイドラインの中でも重点的に説明文を入れたりして工夫をしています。

3. その他活動

法務委員会は、その他にもさまざまな活動を実施していますが、その中から抜粋して簡単に記載をさせていただきます。

【電子取引ガイドライン】

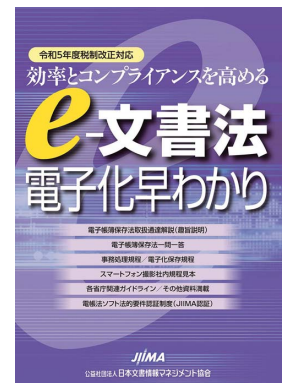
電子取引 取引情報保存に関するガイドラインも発行しています。電子取引が注目される前の2018年10月に発行したもので、2024年5月にVer3.20に更新しました。電子帳簿保存法の電子取引について説明をしていますが、法令の解説だけでなく、どのようなものが電子取引にあたるのか、こういったことが留意点となるかなども記載しています。こちらもガイドブックと同じくJIIIMAのウェブサイトからダウンロードすることができます。

【e-文書法 電子化早わかり（書籍）】

法務委員会では、電子帳簿保存法だけでなく、e-文書法についてまとめた書籍も発行しています。こちらは、文書情報管理士のテキストとしても指定されています。本年も2024年3月に更新を行い、最新の内容を盛り込んでいます。

【担当官庁への要望改善等】

前述した通り、担当官庁へ要望改善も定期的に行っています。最近の傾向としては、世間にも電子帳簿保存法が普及してきたこともあり、より細かい運用部分についても、民間企業や各団体で、この部分はどうしたらよいのかという意見が出ています。法務委員会では、日頃から各委員がそのような情報をキャッチして、定期的に委員会でもまとめて要望を上げるようにしています。



2024年3月に刊行した「e-文書法 電子化早わかり」は、JIIIMAのウェブサイトから購入可能となっている

今期第64期の重点活動内容

【改善の提言について】

電子帳簿保存法はここ数年で大きく改正されてきており、活用しやすい状況が整ってきました。ただその反面、運用部分について不明瞭な細かい点にも目が向けられるようになってきました。JIIIMAや法務委員会は、国と民間企業の橋渡しの役割があり、両方の立場をよく理解しながら、第三者として適切な意見・改善要望を上げられる立場にいます。その役割を十分に果たすために、運用部分などのきめ細かい改善案を整え、これまで以上に社会全体の要望に向き合い進めてまいりたいと思います。

最後に

最初に書かせて頂いたとおり、法務委員会へ参加して9年目となりました。法務委員会のメンバーも新しく入られた方もいれば、私が入った時から継続して進められている方もいます。また、所属の会社も多岐に渡っており、さまざまな立場から意見交換ができる状況にあります。そしてなによりも、委員会活動に対して各委員の積極的な気持ちが法務委員会の活発な活動に繋がっていると思います。私としては、引き続き、各委員の特性や強みに応じた部分を活かして、法務委員会の活動を推進していきたいと思っています。

JIIMAウェビナー 2024 オンラインにて開催

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA) は、「デジタル新時代、今こそ経営課題解決のチャンス!～DXの加速、AIの進化に備えたデジタル基盤の構築～」と題したウェビナーを2024年6月4日(火)～6月18日(火)まで開催した。



これまで同様、オンデマンド動画配信での開催で、JIIMA理事長勝丸泰志は「組織のガバナンスに組み込まれた情報マネジメントがDXを成功に導く」と題した基調講演を実施。

また他にも特別講演として、国税庁による「近年の電子帳簿保存法改正について～優良な電子帳簿を中心に～」では、優良な電子帳簿について詳しく解説する動画となっている。さらに、中山 五輪男氏による「ChatGPTとノーコードの融合で創り出す新たなDXの世界」や野村 直之氏による「もはや人間より分かり易く文書内容を説明してくれるClaude3以後搭載のRAG」をテーマにした動画を配信。また、スポンサー講演やナレッジセミナーにおいても、生成AIや文書情報管理をテーマにしたものなど、最新情報を取り扱った動画が多数公開された。

なお、これら公開された動画の一部については今後もJIIMAの公式チャンネルで視聴可能。講演内容については、次回の機関誌IMで特集する。

アイスマイリー 「生成AI導入ガイドブック」を公開

株式会社アイスマイリーが運営するAIポータルメディア「Aismiley」は、AI導入推進の一環として、「生成AI」のユースケースやサービスの特長をまとめた「生成AI導入ガイドブック」を公開した。

同ガイドブックは、実績のあるエキスパート企業7社が生成AIの最新活用事例

生成AI導入 ガイドブック

生成AIの専門家が
LLMやRAGの最新活用例や
開発事例を一挙ご紹介します

無料配布中 資料請求はこちら

を紹介するというもの。

「生成AI」提供企業は以下の通りとなっている。

- ・Advancy株式会社
「生成AI導入後の『成果創出』へコミット」
- ・株式会社Elith
「話題の生成 AI を、会社の力に繋げる」
- ・株式会社エクсплаザ
「生成AIを活用したプロダクト開発の事例」
- ・Daedalus株式会社
「業界初! RAG 構築に特化したAI開発支援」
- ・株式会社 クロスキャット
「データベースとAIの融合で業務効率化へ」
- ・株式会社Quackshift
「PoCはなぜ失敗するのか」
- ・インダストリアル・ドリーム株式会社
「国内初。LLM Web アプリ提供中!」
ガイドについては下記URLからダウンロードできる。

https://aismiley.co.jp/ai_news/202405-generative-ai-special-issue/

TOKIUM インボイス制度の実態を公開

株式会社TOKIUM (会員No.1042、代表取締役・黒崎 賢一氏) は、全国の経理業務に携わる1,046名とその他の部門の従業員1,052名を対象に、インボイス制度および電子帳簿保存法に関する調査を行った。

・調査サマリー

1. 約半数近くの経理がインボイス制度開始後の最初の本決算で不安を感じている
2. 30%の一般社員が経費精算の負担増、16%が経費精算できなかった経験がある
3. 電子帳簿保存法へ対応できている企業は約35%、対応している企業は約

半数が負担が増えている

今回の調査で、インボイス制度開始後、経理部門と経理以外の従業員が感じている不安や負担が明らかになった。経理部門では、約半数がインボイス制度開始後の最初の本決算に不安を感じており、特に、会計システムに税区分が正しく反映されているか (55%) や請求書に不備がないか (52.8%) が不安という回答が多い結果となった。

さらに、経理以外の従業員の約30%が経費精算業務の負担が増加したと感じており、増えた業務負担として「領収書に必要事項の記載があるかの確認 (45.5%)」が最も多い回答となった。また、一部の従業員は「インボイスに対応していないため経費精算ができなかった (16.3%)」という状況に直面している様子も見受けられた。

ちなみに、電子帳簿保存法への対応状況については、経理部門の約35%が対応できていると回答したが、多くがまだ対応できておらず、見通しも立っていない企業も一定数あることが判明した。また、対応済みの企業では、46%が業務負担が増えたと感じている一方で、システムの利用による効率化を実現し、業務時間が減ったという回答もあった。

調査結果の詳細については、下記URLにて公開している。

https://corp.tokium.jp/news/34s3fkmr_l/

アイピア 建設業界の「改正電子帳簿保存法に関する実態調査」を公開

株式会社アイピア (代表取締役 / CEO 森 輝三章氏) は、「電子帳簿保存法改正」に関して、建築業で勤務する18～70歳の建設業従事者に対し、対応状況及びその効果に関する独自調査の実施結果を公開した。

「改正電子帳簿保存法」に取り組んでいると回答した建設業従事者は、45.7%と約5割だが、正しく取り組めていると答えたのは半数強の26.6%。取り組めていない建設業従事者の中で、今後取り組む予定であると回答したのは11.7%であった。半数以上が電子化に向けて取り組む姿勢

を見せていることが分かった。また、「改正電子帳簿保存法」の対応方法として最も多いのは、電子帳簿保存法対応のシステムの導入であり、30.7%となった。

なお、「改正電子帳簿保存法」への取り組みにおいてメリットがあったと回答したのは54.9%と5割以上にも及ぶ。

同社では今回の調査結果から、「建設業界では以前よりIT化の遅れが問題視されているが、データ取引に対するネガティブな印象によって、更にペーパーレス化を躊躇する従事者が増加する可能性も考えられるのではないだろうか。改正電子帳簿保存法対応へのハードルを下げ、より簡単に新制度、制度改正への対応ができるシステムが今後の建設業のIT化推進の鍵になるといえるだろう」と語っている。

調査結果の詳細については、下記URLにて公開している。

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000021.000031665.html>
(引用 2024年「改正電子帳簿保存法」に関する実態調査」株式会社アイピア <https://aipear.net/>)

パイオニア 業務用ドライブ2機種と、DM記録に対応した業務用のアーカイブ用ライター1機種を発売開始

パイオニア株式会社(会員No.0984、代表取締役 兼 社長執行役員 矢原 史朗氏)は、JIS X6257、ISO/IEC 18630規格のDM (Defect Management) 機能で記録されたディスクの品質測定に世界で初めて対応(※1)した業務用記録品質測定ドライブの外付モデル「BDX-PX1MC2」と内蔵モデル「BDX-PR1MC-L2」、JIS X6257、ISO/IEC 18630規格のDM記録に対応した業務用アーカイブ用ライターの外付モデル「BDX-PX1DM」の発売を開始した。

文書や書類、画像、動画などのデジタル化とともに、2024年1月に電子取引に



BDX-PX1MC2

おける電子データ保存が義務化されたこともあり、管理・保存するデジタルデータの量が増加している傾向がある。その一方で、一般企業や官公庁などでは、データの管理・保管システムが確立されていない事例が散見されている。

同社が発売する新商品3機種は、新たにJIS X6257、ISO/IEC 18630規格のDM機能に準拠しているため、保存が義務付けられている法定保存文書(国税関係文書・人事関連・医療情報・建築図書)や電子取引データのほか、企業の保有データ、個人データなどの長期間保存用途に適している。

記録品質測定ドライブ「BDX-PX1MC2」(外付モデル)、「BDX-PR1MC-L2」(内蔵モデル)は、専用アプリケーション「Pioneer Error Rate Utility 2」との組み合わせで、JIS X6257、ISO/IEC 18630規格のDM機能で記録されたディスクの記録品質測定を行える。アーカイブ用ライター「BDX-PX1DM」(外付モデル)は、アーカイブ用光ディスク製品の品質の高さを認証する「JIIIMAアーカイブ用光ディスク製品認証」を、ISO/IEC 16963 準拠の寿命推定試験で30年以上の推定寿命がある「DM for Archive」対応ディスクとの組み合わせで取得している。

<https://jpn.pioneer/ja/>

※1 記録品質測定ドライブとして。2024年5月時点、パイオニア調べ。

コニカミノルタと富士フィルムビジネスイノベーション 複合機・プリンター分野での業務提携に向けた協議を開始

コニカミノルタ株式会社(代表取締役社長 兼 CEO大幸 利充氏)と富士フィルムビジネスイノベーション株式会社(会員No.0019、代表取締役社長・CEO浜 直樹氏)は、複合機・オフィス向けプリンター・プロダクションプリンター事業(以下、対象事業)での業務提携に向けた協議を開始する基本合意書を締結したと発表した。

両社は、複合機・プリンター市場を取り巻く環境が大きく変化しており、今後、商品の強固な供給体制の構築など、事業基盤のさらなる強化を図るために、業務提携に向けた協議を行う。主な協議内容

は以下の通り。

(1)原材料および部材調達の連携を図るための合弁会社設立を含む調達に関わる業務提携

※以下の事項を前提として合弁会社設立の協議を実施

・設立目標時期2024 年度第二四半期
・株式保有比率 富士フィルムビジネスイノベーション株式会社が過半を保有

(2)トナーの開発および生産に関わる業務提携

(3)その他別途合意する対象事業に関する業務提携

今後は、両社の合意にもとづき、対象業務を拡張して協議を進める予定だという。

各社ニュース

JIIIMAに寄せられた情報にて構成スペースの関係上、記載の省略あり

移転のお知らせ

株式会社山下PMC(会員No. 374)

〒103-0027

東京都中央区日本橋一丁目4番1号

日本橋一丁目三井ビルディング12階
(COREDO日本橋)

株式会社TREASURY(会員No. 1072)

〒100-0014

東京都千代田区永田町2-4-11

FRIEND BUILDING 2階

Ahead Systems株式会社(会員No. 1120)

〒105-0001

東京都港区虎ノ門4-2-6 第二扇屋ビル6F

社名変更のお知らせ

株式会社ITCS(会員No.1095)は新社名を株式会社COEL(コエル)に変更した。
TEL: 052-559-2727

お詫び『JIIIMAに関するアンケート』結果発表について

本号(7・8月号)にて予定していた『JIIIMAに関するアンケート』の結果発表につきまして、掲載準備の都合上、次号に延期となりました。楽しみにお待ちくださっている読者の皆様には、ご迷惑をおかけいたします事、心よりお詫び申し上げます。

■新製品紹介に掲載希望の方は、編集部宛にプレスリリースを送付ください。

PCレスでスキャン・データ送信・保存を実現するネットワークスキャナー 「imageFORMULA ScanFront 400II」

キヤノンマーケティングジャパン(株)
キヤノン電子(株)

金融機関などにおける多様な紙文書の電子化ニーズに対応

■特長

- 大型10.1インチのWSVGAタッチパネルを搭載し、PCレスで直感的な操作が可能。送信先の設定やスキャン・データのプレビュー表示、プレビュー画面でのページスクロール/回転/拡大などをタッチパネルで簡単に操作できる。
- カラー・モノクロいずれも毎分45枚*1の高速スキャンを実現。また、表裏面を同時に読み取る「1パス両面スキャン」や免許証、マイナンバーカードなどの厚く、硬いカードやパスポートのスキャン*2に対応するなど、多様なビジネス文書の電子化に対応している。

- PCレスで実現する「6つのスキャン機能」。スキャン・データのメール送信や共有フォルダーへの保存、ファクス送信、プリンター出力など、ネットワークを活かしたデータ転送が可能でスムーズな情報共有をサポートする。

- *1 A4タテ、200dpi時
- *2 キャリアシート（パスポート用）を利用することで、パスポートのスキャンが可能です。

■価格（税別）

imageFORMULA ScanFront 400II
260,000円

■お問い合わせ先

キヤノンお客様センター
TEL.0570-08-0072
<https://canon.jp/>



ネットワークスキャナー
「ScanFront 400II」

A4カラーラインインクジェット複合機 「LM-C400」

エプソン販売(株)

優れた環境性能とコンパクト性で、オフィスをもっと快適に、サステナブルに

■特長

- 優れた環境性能でCO₂排出量を抑え、オフィスの脱炭素化に貢献。印字プロセスに熱を使わない「Heat-Free Technology」を採用のインクジェット方式で圧倒的な低消費電力とCO₂排出量の削減を実現。新商品「LM-C400」では40枚/分*1の高生産性と最大消費電力160W以下*2を両立。稼働時の消費電力だけでなく、待機時も含めたトータルの消費電力量を示す



LM-C400

TEC値も0.19kWh*3と低く、国際エネルギースタートプログラムに適合している。

- さらなるコンパクト化でさまざまなオフィスにフィット。<LM>シリーズA3複合機の高生産性はそのままに、さらなるコンパクト化を実現。横幅465mm、奥行き517mm*4と設置場所を選ばず、オフィスはもちろんスペースの限られる病院のカウンターや店舗のバックヤードにもスッキリと設置できる。使い方に応じて2段カセットや大容量給紙（4段カセット）の給紙構成も選択可能。
- <LM>シリーズ共通の使い勝手で、だれでも簡単操作。どなたでも快適に操作いただけるように、10.1型の静電式カラータッチパネルを搭載。判別性を高める大きい色つ

きのアイコンで、使いたい機能をすぐに見つけることができる。

- *1 A4縦片面。印刷スピード算出条件はエプソンのホームページをご覧ください。
- *2 本体のみの最大消費電力です。（用紙カセット1段時）
- *3 本体のみのTEC値です。（用紙カセット1段時）
TEC値：オフィスでの使用を想定した1週間の平均電力量。国際エネルギースタートプログラムで定められた測定方法による数値。
- *4 収納時の設置面積。

■価格（税別）

LM-C400 19,200円～

※オール・イン・ワンプラン基本使用料金【月額】

■お問い合わせ先

エプソン販売(株) TEL.050-3155-8655
<https://www.epson.jp/>

カラーとモノクロのA3複合機のラインアップを一新 「bizhub 1i シリーズ」13機種

コニカミノルタ(株)

環境性能と業務効率化で働く人々をサポートするA3複合機

■特長

- 製品ライフサイクルでの温室効果ガス排出量を8%以上削減。「bizhub 1i シリーズ」は、生産に必要な部品調達過程から顧客先での使用、その後の回収やリサイクルにいたるまで環境に配慮している。
- スマートフォンのような直感的な操作とアプリで業務効率化に貢献。「bizhub 1i シリーズ」では、人間工学に基づいた、より直感的な操作の新パネルデザインを角度調整が可能な10.1インチ大型タッチパネル上に装備し、使いやすさを向上している。
- オフィス機では唯一の紙種センサーが印刷業

務を効率化。オフィス機では他に導入の例を見ない「紙種センサー（IM-103）*1」が用紙の種類を判別し、最適な用紙設定を自動で選択可能。

- *1 [C361i] [C301i] [C251i] [751i] [651i] [551i] [451i] [361i] [301i] ではオプション機能

■価格（税別）

カラー A3複合機

bizhub C751i	4,719,000円
bizhub C651i	3,325,000円
bizhub C551i	3,055,000円
bizhub C451i	2,705,000円
bizhub C361i	1,930,000円
bizhub C301i	1,679,000円
bizhub C251i	1,505,000円

モノクロA3複合機

bizhub 751i	3,727,000円
bizhub 651i	2,923,000円
bizhub 551i	2,631,000円
bizhub 451i	2,152,000円
bizhub 361i	1,710,000円
bizhub 301i	1,366,000円

※各種ユニット、オプション、設置料金は、別料金。

■お問い合わせ先

コニカミノルタ
ジャパン株式会社
お客様相談室
TEL.0120-805-039
<https://www.konicaminolta.jp/>



bizhub C751i

箸休め

第1回

新聞と折込広告をめぐる記憶



志度寺／記録資料研究所
けづか まり
毛塚 万里

今回よりコラムを担当させていただき毛塚万里（けづかまり）と申します。今風にいうと、割り当てられた性が女子の担当は初めて、とのこと。担当者から頂戴した「お題」は、文書管理や専門職に限定せず「花鳥風月やイベントごと、普段考えられていることなど」自由。——これは難易度が高い。センスが問われてしまうではありませんか。困った困った。と恐々としていた時、若い社会人の中には、年齢の離れた上司や同僚・客先とのコミュニケーションに困っている方が少なからずおられる、という話題に接しました。であるならば、0～90歳代までの方々と接する筆者の日常が話のきっかけや「ネタ」として多少のお役に立つかも……。そう考えはじめると、本誌の充実した濃い内容で「おなかいっぱい」の読者諸氏に対しても「お口直し」になれば幸いと思い、「箸休め」と名付ける次第です。

「あなたが最後に日本の新聞紙の実物に触れたのは、いつですか？」

都内T大学で、今学期の学芸員課程講義「博物館資料論」第2回目授業時、出席票へ回答を記入してもらう形で履修者（留学生を含む1～4年生100名弱）に質問してみました。結果、昨年同様に、宅配で新聞購読という学生は半分程度。最後に触れたのは小学生や中学生の時で、習字で下に敷いて使った、という回答が約1割を占めました。学生から見ると、折込広告の復活からコロナ禍以前の生活復旧を実感する筆者は、祖父母世代に当たります。

2016年の熊本地震で被災した熊本市の図書館が、記憶の風化を防ごうと避難所のポスターなどの関連資料を収集。「地域の資料として役立てたい」と折込広告（チラシ）も対象にしています。この新聞記事を、現代の身近なモノが歴史資料になることや、その担い手にみなさんがなりうるのだという筋立てで使おうと思った昨年、その前に「折込広告」の説明が必要だと気付きました。一般の新聞紙＝ブランケット版サイズ、ということも、です。

コンビニや駅売りの新聞に折込広告は付属しません。図書館の新聞コーナーもしかりです。折込広告と新聞はセットの存在。この、新聞を宅配購読する国内在住者の「常識」は過去のものになりつつあり、同時に、新聞紙再利用の日常習慣も失われはじめています。

1928年（昭和3）生まれの亡父ルールで、我が家では畳の上に新聞を置くこと、またぐことが厳禁でした。インク汚れを避け、文字が書いてあるものを大切に作る習慣からです。父は脱サラまでの間、四角い金属製弁当箱を新聞紙に包んで会社に持参していました（パッキンがない当時の汁モレ

汚れ対策）。新聞紙は引き出しの中に敷いたり、畳の下に敷いたり。荷物を送ったり、引っ越しの時の包材としても定番でした。陶磁器購入時の使用や、雨で濡れた靴の水分除去での利用は、今でも見受けられます。爪切りや習字の時の出番のほか、枝豆のサヤはずしや、トウモロコシの外皮除去など野菜の下準備でも、まず新聞紙を数枚広げ、その上で作業をすることで床汚れ予防と楽な片付けを両立させていました。近年は紙オムツ臭対策等のために、宅配購読の親戚から新聞紙を分けてもらう話を時々耳にします。

戦争体験世代からは、新聞紙を着て防寒対策した話をよく聞かされました。1970年代、近所の八百屋では、新聞紙を半分大に切り、ハウレン草などの葉物類を売る時に、その紙でくるんで客に手渡していました（インゲン豆などはかり売り品には週刊誌用紙再生の紙袋が使われていました）。ビニールやポリ袋登場以前の時代です。

折込広告は、地元や少し離れた所にある店の所在や特売をまとめて知る上で便利でした。不動産や求人情報も含まれていました。子どもには、紙の多様なサイズや種類を知る教材となり、また裏白広告は自由利用OKの白い紙として「人気者」でした。新聞にカラー印刷が実現する以前、折込広告は多色刷の印刷物・多様な写真集としても楽しめる存在でした。

デジタル版新聞の登場前、勤め人は通勤の満員電車内で立ったまま、紙面を順番に折り変えて読むワザを身に付けていました。家では無縁のスポーツ紙、タブロイド判の夕刊専門紙・競馬新聞なども、その内容の多彩さを、読み手の大人の姿とともに通学時の電車内で学びました。駅売店員は常連客の顔を見ただけで愛読紙を手渡していました。

朝、家のポストから新聞を出して室内の決まった場所に置く「お手伝い」、たまった新聞紙を最小限の紐の長さで緩まぬように束ねるコツ修得機会も消えつつあります。宅配新聞購読の停止とともに消滅するくらしの記憶や体験。以上は、ほんの一端にすぎません。

組織や個人・家族の身近な記憶や体験は、残りにくい文化資産です。思い出の継承＝連想ゲームを、差し支えない範囲で話題にしてみたいかがででしょうか。

著者略歴

認証アーキビスト。東京都杉並区生まれ。官民で収集アーカイブズ（含受託）や文書情報管理・教育等の業務を約25年担当。2015年より四国八十八ヶ所第86番札所志度寺学芸員。都内私大で学芸員課程（博物館情報・メディア論／博物館資料論）の非常勤講師も務める。主な著書（共著）に「志度寺縁起絵」（平凡社）、『ミュージアムの情報資源と目録・カタログ』（樹村房）、『これからのアーキビスト』（勉誠出版）など。

多謝台湾

今年2月に、台湾に行ってきました。首都台北で一番多くの時間を過ごしましたが、人々は親切で、大通り沿いとは言え夜に一人で歩いても危険な目に遭うこと無し。町はきれいで地下鉄やバスにも難なく乗れます。言葉はわからなくても漢字圏であるため食事や買い物も特に不便も感じませんでした。おまけにいたるところに日本発のコンビニやチェーン店があるためとても便利です。

とはいえやはり外国。現地の方によると首都では住宅事情が厳しく、台所付きの住居に住める人は少数派なのだとか。そのため料理ができない女性が多く屋台が発展しているのはそのせいもあるそうです。因みに男性は兵役があるため、いやでも料理を覚える人が多いとのこと。最初はびっくりした、バイクに乗っている人が日本に比べて妙に多いのもそんな住宅事情があるせいなのねと、街を散策しながら納得した次第でした。



台北の雨水マンホール

有名どころでは、某ジブリ映画のモデルに違いないとファンが勝手に思っているお茶屋さんがある夜の九份に行ってきました。イメージ通りでしたが、人・人・人の波で雨も降っていたため、すれ違いも大変でした。でもそのお茶屋さんで台湾の茶器でいただいたお茶もお菓子もおいしくて、某映画ファンとしては、ちょっとノスタルジックで特徴的な景色とともにワクワクしました。

台湾の一部しか訪問していませんが、印象としては日本のどこかに行っても出会えそうな気がする街角であったり、どこか懐かしいような地方の風景であったりして、短期旅行でザ・外国!を求めている人には物足りないかもしれません。でもちょっとしたことに日本との違いを見つけたり、逆に同じように感じているんだなあと思うこともあってうれしくなったりと、またぜひ行こうと思いました。

最後に、最近立て続けに起きた地震で被災された台湾の皆様にも、心よりお見舞いを申し上げますとともに一日も早い復興をお祈りしております。



阿妹茶樓

(夏目 宏子)

〈広報委員会委員〉

担当理事 河村 武敏 (アピックス)
委員 長 山際 祥一 (マイクロテック)
委員 長井 勉 (横浜マイクロシステム)
菊池 幸 (コニカミノルタジャパン)
夏目 宏子 (ナカシャクリエイテブ)
石川 莉子 (富士フイルムビジネスイノベーション)
隅谷 寛人 (リコージャパン)
小松 浩美 (ドキュメント)

事務局 山下 康幸

【事務局から】

今年のG・Wは前からいきたかった東京都文京区にある護国寺へ御朱印を貰いにいってきました。今年の6月末まで某人気キャラクターとコラボした特別な御朱印が貰えるんですよ (気になる人は「護国寺 御朱印」で調べてみてください)。ちなみに開始わずか2時間で御朱印の整理券配布は終了。うーん、JIIMA認証もコラボすれば、認証ロゴも大人気になる、かも……?

IM9・10月号予告

JIIMAウェビナー 2024特集
JIIMA 第63回 通常総会
「JIIMAに関するアンケート」結果発表

※本誌内容についてご意見・ご要望等ありましたらJIIMAホームページの問い合わせ窓口までお寄せ下さい。

IM 7・8月号©

2024年 第7・8月号 / 令和6年6月25日発行 ©日本文書情報マネジメント協会 2024

発行人 / 甲斐荘 博司
発行所 / 公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA)
〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-19
ライダースビル7階
TEL (03) 5244-4781 FAX (03) 5244-4782
JIIMA Webサイト / <https://www.jiima.or.jp>

編集・制作 / 日本印刷株式会社

印刷版 (オンデマンド) 定価 (1冊) 1,100円 (税込・送料別)

印刷版 (オンデマンド) 年間購読の費用はお問い合わせください

印刷版 (オンデマンド) のお申し込みはJIIMAホームページから。

ISSN 2435-0354
ISBN 978-4-88961-233-2 C3002 ¥1000E

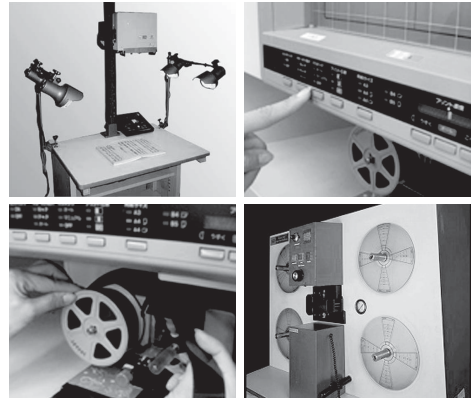
Journal of Image & Information Management (本誌に掲載された写真記事いっさいに関して、JIIMAの許可なく複写、転写することを禁ず)

Document Scanning&Conversion

すべてのドキュメントをデジタル化する
デジタル化アドバイザー



HS Inc. Image & Information Management Service



Digital Conversion

マイクロフィルムデジタルコンバート
コンサルティング

Document Archives の最先端を行く

HS ASAMI GROUP
H・S アサミグループ

- 関西写真工業株式会社 / 電子ファイリング・CAD 設計
- アサミクリエイト設計株式会社 / 機械・電機設計製図請負
- アサミ情報システム株式会社 / GIS 構築・ソフトウェア開発
- アサミ計測情報株式会社 /
- アサミテクノ株式会社 / 機械全般の設計業務請負 (2D3D CAD)



HS エイチ・エス写真技術株式会社

Image & Information Management Service
LOOKING AT FUTURE OF OFFICE NEEDS
URL <http://www.hs-shashin.co.jp>

Address

本社 / 553-0003 大阪市福島区福島4丁目8番15号
TEL 06-6453-4111 FAX 06-6453-3999

HS Network

横 濱	045-508-3885	本 部	06-6452-0101
敦 賀	0770-23-7283	テクニカルセンター	06-6453-6188
若 狭	0770-32-9150	堺	072-241-1839
滋 賀	0749-64-0847	神 戸	078-671-7488
京 都	075-671-7980		

JJIMA

文書情報
管理士
JJIMA

文書情報 管理士 検定試験



2024夏試験

今、社会では文書管理が重要になっています。
個人情報や営業秘密の保護など、文書管理の重要性が求められています。
書類を安全に保管するにはどうすればいいのでしょうか？
文書管理が会社の存続に関わるって知っていますか？
また、働き方改革でも紙文書の電子化は重要なキーワードになります。
安心して社会生産性の高い、デジタルファーストな
電子文書情報化社会の構築をめざして
さあ、文書情報管理士の出番です。

2024年7月20日[±]～8月31日[±]

試験方法／CBT方式 試験会場／全国約350か所

申込期間 2024年6月20日(木)～8月28日(水)

受験料 一般：11,000円(税込) 学生：7,150円(税込)

受験級 2級、1級、上級